平成３０年第２回　飯塚市議会会議録第２号

　平成３０年６月１９日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第５日　　６月１９日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。１３番　守光博正議員に発言を許します。１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　初めに昨日、大阪のほうで地震が起こり、４名の方が亡くなられたということで、ご冥福をお祈りするとともに、また多くの方がけがをされておりますので、早くこの地震がおさまりますよう願っております。

それでは、公明党市議団の守光です。今回は２つの項目で一般質問をさせていただきたいと思いますので、的確なご答弁を何とぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、小中学校での心肺蘇生教育についてお聞きします。突然の心停止から大事な命を救うためには、心肺蘇生及びＡＥＤの知識と技能を体系的に普及する必要があり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。日本では、平成１６年に市民によるＡＥＤの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、ＡＥＤの使用によって救命される事例も数多く報告されております。しかしながら、いまだなお、毎年約７万人に及ぶ国民が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年約１００人近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成２３年９月のさいたま市での小学校６年生の女子児童の事故のようにＡＥＤが活用されなかった事例も複数報告されております。そのような状況の中、平成２４年４月には当時の文部科学大臣に一般社団法人日本臨床救急医学会等が共同での提言、「学校での心肺蘇生教育の普及に向けて」が提出されております。その後、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。しかしながら、全国的における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にＡＥＤの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成２７年度実績で、小学校で４．１％、中学校で２８％、高等学校でも２７．１％と非常に低い状況にあります。そこでまずお聞きしますが、先ほどから言っております心肺蘇生法とはどのようなものなのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　心肺蘇生法とは呼吸がとまり心臓も動いていないと見られる人を救命するために行うもので、心臓マッサージを主に行い、熟練者は人口呼吸も行います。心肺蘇生法には特殊な器具や医療品・医薬品を用いずに行う一次救命処置と、一次救命処置では心拍が再開しない場合に、救急車内や病院などで救急救命士や医師が行う二次救命処置がございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁で言われたように心肺蘇生法、救急蘇生法は、一次と二次の救命措置があります。二次救命措置はおわかりのように医師であったり、また専門の救命士が行います。ここで大事なのは、その救命士や医師につなぐまでの応急処置である一次救命処置がとても重要になってきます。簡単に説明しますと、一次は胸骨圧迫や人工呼吸、またＡＥＤを用いた心肺蘇生であります。しかしながら、その一次救命措置を行うにしても、全く知識も技能もない人が突然目の前で人が倒れて意識を失ったときに適切な対応ができるかといえばそれは非常に難しいのではないでしょうか。

そこでお聞きします。認識が広がりつつある中、平成２９年３月に公示されました「中学校新学習指導要領保健体育科」の中で、心肺蘇生教育についてはどのような内容になっているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　「新中学校学習指導要領保健体育科」では、心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当として、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、ＡＥＤ使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにすることに加えまして、胸骨圧迫、ＡＥＤ使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法等を取り上げ、実習を通して応急手当てができるようにするとなっております。現行の学習指導要領では、「必要に応じてＡＥＤにも触れるようにする」となっており、ＡＥＤを学習内容に取り入れるか否かはそれぞれの学校に任されておりますが、２０２１年度からは、ＡＥＤの取り扱いを含めた心肺蘇生法について学習することになってまいります。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁では、ＡＥＤを学習内容に取り入れるか否かはそれぞれの学校に任されているとのことですが、では次に、小学校での心肺蘇生教育の現状は、「新小学校学習指導要領体育科」では学習することになっているのでしょうか。また現在、本市では心肺蘇生法を学習している小学校はあるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　「新小学校学習指導要領体育科」では、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止について学習するとともに、すり傷ややけどなどを取り上げて、その簡単な手当ての方法等について学習するようになっております。特に心肺蘇生法について、現行の学習指導要領には取り上げられてはいませんが、今年度は市内２つの小学校がＡＥＤの実習を取り入れた授業を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　答弁で今言われました説明は、市民の方も行える救急蘇生法の一次救命処置と応急手当のうち、胸骨圧迫とＡＥＤの使用を除いた蘇生法だと思います。知識と経験があるのとないのでは先ほども言いましたけど、大きく違ってくるので大事な学習だと私も思います。それから、今言われた、今年度は市内の２つの小学校でＡＥＤの実施を取り入れたとのことでありますが、具体的にはどの学年を対象にどのような実習が行われたのか。また、せっかく行われた実習に参加した児童生徒の皆さんの感想等がありましたら、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　２校のうちの１校は、養護教諭と担任によりまして、飯塚市学校保健会所有のキットを使って、６年生を対象に授業が行われております。また、もう１校は全児童対象といたしまして、親子活動の一環で、日本赤十字福岡支部から講師を招き、実施いたしております。子どもたちの感想としては、もっと勉強して人を助けることができるようになりたいと思った。初めはＡＥＤを使うのがこわかったけど、自分でもできると思ったなどの感想が挙げられております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今回２つの小学校ではありますが、実習を経験した児童たちは貴重な体験をしたのではないでしょうか。感想でもっと勉強して人を助けることができるようになりたい等、ただ救命蘇生の認識を深めるだけではなく、他者を思いやる心が育まれたのではないかと思います。同じく中学校での心肺蘇生教育の現状については、現在どのような形で学習が行われているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　先ほどもご説明いたしましたが、現行の学習指導要領では、「必要に応じてＡＥＤにも触れるようにする」にとどまっておりますが、既に多くの学校でＡＥＤも含んだ心肺蘇生の学習が行われております。具体的には、今年度は、傷害が発生した際の応急手当である包帯法や止血法としての直接圧迫法については、全ての学校で実習を含めた授業を行うように計画をされております。また、心肺蘇生法についても、知識面での学習は全校で、そのうち５校はＡＥＤの使用についても、実習を行うよう計画がなされております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁から中学校では、一次救命措置に関しては全ての学校で実習を含めた授業が行われ、ＡＥＤを使用した心肺蘇生法に関しては知識面では全学校で、ＡＥＤの活用は５つの中学校で実習が行われたようですが、先ほどもお聞きしましたが、どの学年を対象に実習が行われたのか。また、実際に実習を受けた生徒たちの感想等がありましたら教えてください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　中学校での対象学年は１年生が２校、２年生が２校、そして３年生が１校でありまして、そのうち２校が飯塚消防署から講師を招き、実施するようにしております。ほかの３校は、保健体育科の教員が行うようにしております。各校の授業は２学期に実施するように計画されておりますために、感想といたしましては昨年度の分ではございますが、初めてＡＥＤを使って音声で説明してくれることに驚いた。人の命を救う力が少しだけどついてうれしい。自分の命だけではなく、周りの人の命も助けたいと思うなどの感想があっております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁で、実施時期は２学期のため、本年度はまだのようですが、５校のうち２校は飯塚消防署からの講師を招いて行われるのに対して、残りの３校は保健体育科の教員だと言われましたが、もちろん消防署との日程の重なり等で５校全てに講師を呼べなかったと思いますが、できれば再度、消防署を含むその他の関係機関等と連携していただいて調整をお願いしたいと思いますし、これは要望としておきます。

先ほど紹介しました一般社団法人日本臨床救急医学会等の共同提言の中に、学校への心肺蘇生教育導入によって期待される効果として３つ言われております。１つ目が命を助ける行動を学ぶことを通じて、互助の精神、生命を大事にする心、人を思いやる心を育むことができる。２つ目が学校の安全管理につながり、子どもの命を守ることができる。そして３つ目が、将来日本を背負って立つ人材の全てがＡＥＤを含む心肺蘇生応急手当てを行うことができるようになり、心停止例の救命率向上、災害時の地域の救急対応能力の向上につながる。子どものころから、このような貴重な経験をすることによって、将来必ず生かされていくと私自身は期待しております。

では次に、ＡＥＤの設置状況について確認したいと思います。本市の小中学校には既に全校にＡＥＤが設置されていることと思いますが、ＡＥＤはいざというときに活用がなされないと意味がないことから、過去には実際にＡＥＤを使用しようとしたときに充電もしくは電池切れ等の事例も全国的にはあったとの声を聞きましたが、学校に設置されていますＡＥＤに関しては誰が管理者なのか、ＡＥＤの点検整備はどのようにして行なわれているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　市立小中学校全校に設置しておりますＡＥＤの管理については、最終責任者は学校長となりますが、実務的には教頭または養護教諭が担当しております。ＡＥＤ機器の点検は、校内で実施している教職員対象のＡＥＤ講習時や交換部品の交換時に点検、確認を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　一つ確認ですけれども、これまでにＡＥＤの点検もしくは講習時に異常や故障等はなかったのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ＡＥＤは平成２７年度に購入いたしまして全校に配置しておりますが、現在に至るまで、機器の異常や故障等はあっておりません。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今後とも点検整備に関しては細心の注意を払っていただき、必要時に単純な電池切れ等の不備がないようにお願いいたします。

では、実際にこれまで本市の学校でＡＥＤを使用するような事案はあったのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　これまで児童生徒に対してＡＥＤを使うような事案は発生しておりません。ただし、今年度のことですが、来校された方が倒れられＡＥＤを装着する事案が起こっております。その際、装着はいたしましたが、ＡＥＤの作動は必要ではないと、ＡＥＤ自身が判断したというふうに報告を受けております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では次に、教職員へのＡＥＤ講習の実施状況についてお聞きしたいと思います。先ほどの質問で、各学校にはＡＥＤが全て完備されているとのことでしたが、それを使用するのは大半が教職員の方々だと思います。その先生方が、緊急時に使えなければ意味がないと思いますが、本市の先生方はＡＥＤの講習等を受けておられるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員につきましては、校内研修として、消防署と連携した研修などが行われております。今年度、小学校では１９校中１８校で、中学校では１０校中４校で職員研修が計画されております。本年度研修が行われない学校につきましても、多くの学校が昨年度は研修を行っております。このように全校で少なくとも１年に１回は職員研修が行われております。また、本市では飯塚市学校保健会が主催し、全校の養護教諭を対象にしたＡＥＤ研修会を毎年８月に実施しております。なお、新規採用教職員については、県教育委員会による初任者研修の一環として、例年５月から６月初旬にＡＥＤの実施を含めた心肺蘇生法に関する研修が行われております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　本市では１、２年に１回は必ず職員研修の中で講習が行われておられるようですが、ただ新規採用の教員は、県教育委員会による初任者研修の一環として、５月から６月初旬にかけて実習があるとのことですが、県の研修期間からしますと、１カ月か２カ月の空白時期を要する。要するに使えない状況ができることになり、しかしながら心停止によるＡＥＤを活用した心肺蘇生をしなければいけない状況はいつ起こるかわかりません。私は遅くても、４月中には研修が必要ではないかと思いますが、教育委員会のお考えはいかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ＡＥＤが各学校に設置されていることからも、いつでも誰でもＡＥＤが使える状況になっていなければならないと考えます。新任教職員には、４月の早い時期にＡＥＤの取り扱いについて、各学校で確認するようにしてまいりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

ありがとうございます。例えば、個別に新任の教職員を関係機関に講習に行かせることも必要ではないかと思います。実際のところそんなに多くの新任の教員がおられ、毎年入ってくるとは思いませんので、随時、個別に講習を受けるような機会をつくってはどうかと、これは要望としておきます。

次に、心肺蘇生教育の今後の方向性及び具体的な取り組みについて、お聞きします。これまで質問をしてきましたが、心肺蘇生法を全小中学校が学習して、ＡＥＤ等を使えるようになれば、これから５年後、１０年後には多くの子どもたちが成長して、地域で、全国で、しいては全世界で緊急時や災害時に活躍できる人材になるのではないかと私は思います。そこで今後、本市の教育委員会としては、心肺蘇生教育をどのように取り組んでいかれる考えなのか、お聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　まず、教職員についてですが、さきの質問でお答えしましたとおり、隔年の学校もありますが、教職員対象の研修会が計画的に実施されております。今後も継続して行うように指導してまいります。小学校におきましては、体育の学習指導要領に特に示されておりませんが、命にかかわることですので、心肺蘇生教育を推奨してまいりたいと考えます。また、中学校におきましては、２０２１年度完全実施となる新学習指導要領で、「実習を通して手当てができるようにする」となっており、既に多くの学校で実践されております。本市の学校保健会にはＡＥＤの練習キットが３セットありますので、その貸し出しを積極的に行い、全校でＡＥＤの実習を取り入れた心肺蘇生の学習が行われるよう、心肺蘇生教育の充実に努めてまいりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　確かに小学校についてはまだ示されておりません。中学校に関しては２０２１年を目標に完全実施の方向で動いております。私は、この心肺蘇生教育はこれからの時代に最も必要不可欠だと考えております。幾ら知識は向上したとしても、そこに経験が伴わないと実効性はないと思います。今から７年前の、２０１１年９月２９日のさいたま市の小学６年生の生徒が学校の課外活動での駅伝練習中に突然倒れ、翌日に亡くなるという痛ましい死亡事故が発生しております。学校には教職員も多くいて、ＡＥＤもあったにもかかわらず、救急車が到着するまでの１１分間、何も救急救命措置はされませんでした。また倒れた直後に、生徒は意識を失っていたにもかかわらず、先生たちはすぐに救急車を呼ばずに保健室に運んでいたという現実もあります。その後、検証に検証を重ねた結果、生徒が倒れたとき、死戦期呼吸、これは心停止後、呼吸の機能が失われるときにあらわれるもので、あえぐような呼吸、ふだんどおりの呼吸ではないので、すぐに救命処置が必要となるとあり、教員たちは、あえぐような呼吸を呼吸ありと間違った判断をしてしまい、ＡＥＤも胸骨圧迫もされないまま、ただ救急隊員の到着を保健室で待っていただけだったということが判明したとのことです。

最後になりますが、本市ではこのような痛ましい事故が起こらないことを願いつつも、もしものときの備え、準備は必要だと私は考えております。経験の積み重ねがいざというときに力を発揮すると思いますので、今後とも心肺蘇生教育をさらに充実させていただきたいとお願いして、この質問を終わります。

次に、通学路等の整備及び安全確保について、質問していきたいと思います。小中学校の通学路の危険箇所の現状についてお聞きいたします。通学路は子どもたちが毎日通る道であります。昔と違い、現在は異常気象の影響もあり、環境の変化が日々著しく変わっています。また、車社会も加速して、本来安全であるべき通学路が中には危険と隣り合わせという現状もあるのではないでしょうか。私たち大人の役目は未来ある子どもたちの安全安心を確保することだと思います。

そこで、まず初めに、現在通学路の危険な箇所についてはどのように把握されておられるのか。また、過去３年間に把握している危険箇所数とその対応は現在どのように行っておられるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

通学路の危険箇所の把握方法ですが、これは大きく分けて３つの方法がございます。１つは、ＰＴＡ連合会が毎年、市内小中学校の危険箇所を取りまとめ、教育委員会あてに提出される危険箇所改善要望。２つ目は、学校長、ＰＴＡ会長、自治会長の連名等により提出される緊急性のある箇所に対する随時の改善要望。３つ目は、自治会長を初めとする地域の方、主に通学路の見守り活動等を行っていただいている方からの随時の要望や情報提供によるものがございます。

具体的な箇所といたしましては、歩道や横断歩道がない。また、カーブミラーがなく見通しが悪いといった交通安全上危険を伴う箇所についての改善要望がなされておりまして、危険箇所といたしましては、小中学校合わせまして、平成２７年度は５カ所、平成２８年度は１３カ所、平成２９年度は１２カ所の改善要望がございました。

次に、いただいた危険箇所の情報や要望に対する対応ですが、基本的には飯塚市通学路交通安全対策プログラムにおける通学路安全対策推進連絡協議会での協議、点検となりますが、急を要するものや軽微なものについては、要望や情報があり次第、現場で状況を確認し、地元の警察や道路管理者、また防犯灯などについては、防災安全課など、関係機関、関係各課と連携をとり対応しているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では次に、今のご答弁にありました平成２７年は５カ所、平成２８年は１３カ所、平成２９年は１２カ所の危険箇所については、その後、どのような対策や整備を行ってこられたのか。これまでの進捗状況も含めてお答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　平成２７年度に危険箇所として要望がありました５カ所につきましては、２カ所が整備を終え、１カ所については引き続き対応中でございます。また、残り２カ所は主要幹線道路への規制を要する等、容易に対応できない箇所となっております。平成２８年度に上がっております１３カ所につきましては、７カ所が整備を終え、５カ所が引き続き対応中でございます。残り１カ所は、農業用水路の維持管理に支障が生じるために、容易に対応できない箇所となっております。平成２９年度に改善要望のありました１２カ所につきましては、６カ所が整備を終え、残り６カ所につきましては引き続き対応中でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　平成２７年と２８年の計３カ所の容易に対応できない箇所についても含めて、これまでどのような対応をされてこられたのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　容易に対応できない箇所につきましては、他の通学路が選択できるような場合は、当該箇所を通らないように指導いたしております。しかしながら、容易に改善できない場所でありましても、どうしてもそこを通らなくては学校に行けない場合もございます。そういった場合には、学校や地域の方のご協力をいただきながら、児童生徒の安全確保に努めております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　先ほどからのご答弁で、１２カ所の引き続き対応を継続されている箇所については、早急に整備をしていただくことを要望しておきます。

では次に、不審者情報及び現状についてですが、全国各地では、ここ数年、子どもたちを狙った犯罪が多く発生しているのは皆さんもご存じのことと思います。そこで本市において過去３年間の不審者の事案は、実際のところどのくらい発生しているのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　不審者情報は、子どもたちから上がってくる情報がほとんどでございます。これらには犯罪行為のものや、不審者かもしれないといった不確実なものもございますが、児童生徒の安全を第一に考え、各学校や関係機関等と情報を共有いたしております。平成２７年度から２９年度に寄せられた不審者情報ですが、平成２７年度は５８件、平成２８年度は３２件、平成２９年度は３８件となっております。平成２７年度が残りの２年と比べまして件数が多いのは、公然わいせつである露出が多発したためでございます。昨年度の３８件の内訳といたしましては、わいせつが２件、声かけが６件、つきまといが２４件、写真・ビデオが５件、その他１件となっております。近年はつきまといが増加の傾向にございますが、その事案の多くは、しばらく後ろをついて歩いてきたといった子どもたちの報告によるものでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ご答弁いただいた数字が多いか少ないかはちょっと判断できませんけれども、毎月少なくても２件から５件、地域に格差はあると思われますが、市内のどこかで発生していることがわかります。では、その不審者情報、また事案が発生したときは、学校はその不審者情報はどのようにして、どこまで伝えられるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　不審事案が発生した場合は、まず当該学校が教育委員会、飯塚警察署、近隣の学校、放課後児童クラブに連絡を入れるようになっております。その後、連絡を受けました教育委員会は、全小中学校、筑豊教育事務所、防災安全課、子育て支援課、生涯学習課、全放課後児童クラブに連絡をし、情報を共有することで、２次被害が発生しないように、各所で対応がなされております。また各学校では文書や安心メール等で、児童生徒及び保護者へ情報提供を行っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　今のご答弁ですと、児童生徒や保護者の方々、一部の関係機関に情報が提供されていることはよくわかりました。しかし、地域で子どもたちを見守るとの視点から考えたときには、より多くの方々に情報を共有していただくことが犯罪を未然に防ぐことに、私はつながるのではないかと思っております。例えば、各地区のまちづくり協議会や自治会等に情報をお伝えして協力していただくことも大事なのではないでしょうか。もちろん全てのまち協や自治会等に情報を提供するのは大変なので、不審者の情報及び事案が発生した地域の自治会等には情報を提供したほうがいいのではないかと考えますがいかがでしょうか。また、個別に不審者情報を受け取る仕組みをもっと簡潔にしていただきたいと思いますが、受け取ることは可能なのでしょうか。お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　議員がおっしゃいますとおり、地域の方々に不審者情報をお伝えすることも、不審事案の未然防止や早期解決につながるものと考えます。しかし、不審者情報には慎重に取り扱うべきものもあることから、どのような情報をどのような形でまちづくり協議会や自治会などへ情報提供を行っていくか、まちづくり推進課と連携協議してまいりたいと考えます。また、こういった不審事案の発信は、福岡県警が「ふっけい安心メール」で登録者あてに事件、不審者情報を発信しておりますので、今後は、関係機関、関係各課と協力し、本市のホームページ上に「ふっけい安心メール」の登録画面へのリンクを作成する等、不審者情報をより多くの方が受け取れるような方策を検討してまいりたいと考えます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　まち協や自治会等への情報提供に関しては、さまざまな理由があると思いますけれども、ちょっと残念ながら消極的なご答弁だとちょっと感じました。あとでこのことは触れたいと思いますので、次に、対応と対策についてでありますが、不審者の事案への対策は現在どのようにされておられるのか。また、実際に不審者事案が発生したときには、どのように対応されるのか、お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　飯塚市内各小中学校では、児童生徒の生命及び身体の安全確保を図るため、学校危機管理マニュアル及び安全マップを策定し、そこで定められた内容をもとに、登下校中の児童生徒の安全確保に努めております。具体的には、教職員や地域の方による登下校時の安全指導や、不審者に出会ったときの対応等学習する防犯教育、定期的な通学路の見守り等であります。特に小学校では、飯塚警察署にご協力をいただき、防犯教室の授業を行っている学校もございます。なお毎年、新１年生には、地域のライオンズクラブや交通安全協会から防犯ブザーや防犯笛などの寄贈があっておりまして、本年度は飯塚警察署より、新１年生全員分の防犯ブザーが寄贈されたところでございます。

次に、不審者情報が入った際の対応ですが、先ほど説明しました各所への情報提供に加えまして、その内容に応じた対応をとっております。例えば、わいせつ事案の場合、児童生徒や保護者の心情を第一に考え、提供する情報をある程度整理したり、学校と教育委員会のみで巡回を行ったりすることがございます。また、児童生徒が暴力を受けたなどの事案については、学校、警察、地域、教育委員会で情報を共有しながら、多くの方々に協力をいただき、登下校時の巡回や見守りを行うこともございます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　では次に、防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。幾つかの対応はこれまでされてこられましたが、実際のところ、犯罪を未然に防ぐには、私は通学路へ防犯カメラを設置することが、もしかしたら起こるかもしれない犯罪への抑止力になると思いますし、有効な犯罪防止の手段の一つではないかと考えます。また、万が一にも犯罪が発生したときに、事件の早期解決につながる最大の証拠にもなると考えております。他の都市では、ここ近年は子どもたちを悲惨な犯罪から未然に守るために、通学路に防犯カメラを設置する動きが加速しているように感じます。そこで提案ですが、飯塚市としても、未来ある子どもたちの安全安心のために、通学路の危険な場所に防犯カメラを設置する考えはありませんか。お答えください。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　議員がおっしゃいますとおり、児童生徒が犯罪や事件に巻き込まれないよう、防犯カメラを設置し、また看板の設置などで防犯カメラを設置していることを広く知らせていくことは、犯罪や事件に対し一定の抑止効果があるものと考えます。しかし、防犯カメラは常時監視していなければ、不審事案を捉えることはできず、不審事案は巡回や見守りなどを行っている中、そのすき間を縫って起こっているという現実がございます。さらに、不審事案が起こった場合は、同じ校区内であっても、公園や住宅街、交差点付近など、１カ所にとどまることなく、発生する場所の予見が難しいことが課題でございます。そのようなことから、まずは子どもたちの防犯意識を高める教育を推進していく必要があると考えます。また、警察に協力を求め、巡回強化をお願いしたり、登下校時の見守りについて、自治会やまちづくり協議会等、地域の方の協力を仰ぐなど、保護者や地域の関係機関や団体などとの協力体制を築いていくことが不可欠であろうと思います。防犯カメラの設置につきましては、設置場所や方法について課題もあるように思いますので、さまざまな方のご意見もいただきながら、慎重に検討していかなければならないと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ちょっとここで提案したいと思うのですが、その前に今のご答弁で、聞きながらちょっと矛盾している部分があるので、３つぐらいちょっと指摘をさせていただきたいと思うんですけれども、まず１つは、防犯カメラは常時監視していなければ、不審者の事案を捉えることはできないと言われておりましたが、もともと他市が設置しています防犯カメラは１週間から１０日で録画を上書きするタイプです。要するに、先ほども触れましたけども、抑止効果があり、事件後に早期解決への証拠となり得ることが最大の強みだと考えておりますので、常に誰かがテレビ画面の前で監視しているというのとはちょっと考え方が違うのかなと思います。

２つ目、警察に協力を求め巡回強化をお願いとありましたけれども、警察にもやっぱり、全地域を回るというのは限界がありますし、警察のホームページを見ていただければわかりますけれども、防犯カメラ設置に対して、補助金という制度があります。警察も、工事にしても何しても警察では全てできないことを地域の方で、個人にも設置していただいて、そこには補助金を出しますよと、推進までいきませんけど、そういう取り組みもされております。

また３つ目、自治会やまちづくり協議会等の地域の方々の協力を仰ぐとありましたけれども、先ほどの情報提供の件では慎重にしなければと言われていましたが、情報は余り提供できないが協力だけはしていただきたいというのは、ちょっと矛盾しているのではないかと私は考えております。この以上３点は、指摘をさせていただきます。

そこで補助金の活用についてでありますが、東京都には通学路における児童生徒の見守り活動を補完するため、東京都通学路防犯設備整備補助金があり、都内の自治体はこの補助金制度を活用して通学路における防犯カメラの設置が迅速に進んでおります。福岡県にも福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金があります。こちらは各市町村が設置します防犯カメラも補助金の対象となり、補助率は２分の１というもので、このような補助金を利活用すれば、本市の負担も少なくなり、危険な箇所に設置が可能ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　ただいまご指摘がございました福岡県性犯罪防止対策防犯カメラ設置支援事業補助金につきましては、おっしゃられるとおり、市町村が設置する場合も対象となっており、またその設置地域は、過去において、性犯罪、または性犯罪に発展するおそれのある声かけや痴漢等の前兆事案が発生し、防犯カメラの設置に関する地域住民の要望がある地域となっておりますことからも、設置の際には、活用ができるものと考えます。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　それでは再度お聞きしますけれども、一気に全通学路、危険な箇所に防犯カメラを設置するのは難しいことは私も理解しております。しかしながら、何カ年か計画をしていただいて、まずは各校区内に１カ所、また不審者事案が過去にも発生したような箇所に設置する。まずそこから、設置する考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長（藤浦誠一）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　繰り返しの答弁となりますが、この防犯カメラの設置場所の選定や方法、また、その管理の方法について、課題があるように思いますので、さまざまな方々のご意見もいただきながら、慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　最後に片峯市長にお聞きします。市長にとって、我が子のように大切な本市の子どもたちのために、先ほどから提案しております通学路への防犯カメラの設置について、片峯市長のお考えがあればお聞かせください。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　先日も新潟市で痛ましい事件がありましたが、幼い子どもたちが事件に巻き込まれるということに、大変心を痛めております。議員ご指摘のとおり、防犯カメラには犯罪の抑止力があると思います。さらに、現実にあってはならないことですが、万一起きてしまった場合、現状のさまざまな事件の解決経路を確認しておりますと、防犯カメラが持っている映像や証拠が事件解決にもつながり、再犯防止にもつながっているということも認識をしております。今回のご質問は、子どもたちを事件事故から守り、子育てしやすい飯塚市をつくっていくために、通学路の中での不審事案が多く発生しているところに、まずは防犯カメラを設置しようというご提案だと思っています。子どもたちを守り、子育てしやすい飯塚市をつくっていこうという思いは全く質問議員と同じでございます。ただ、防犯カメラの設置をする上で、犯罪の予防策、対応策というプラス面とプライバシーの侵害、そして、市民監視というマイナス面も実はあるということも考えていく必要があるとも思っています。撮影された映像がデジタルで記録されることによって、これは飛躍的な考え方かもしれませんが、一人一人の市民の行動を監視されるということにもつながるということを私どもは公の立場として認識する必要があると思っています。通学路といっても子どもたちだけでなく通常の生活道路としても、一般の方の往来があっております。

実際に飯塚市として、笠松陸橋の下のところに、間もなく数台防犯カメラを設置いたします。これは地域と関係機関と市とのほうで協議をして、相互理解のもとに必要だという認識のもとに設置し、来週から早速作動することになります。防犯カメラの有用性を優先させるのか、個人のプライバシーを尊重するのか、防犯カメラの設置については、この両者のバランスも考えながら、関係機関、そして地域の声を総合検討しながら、今後、進めていきたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１３番　守光博正議員。

○１３番（守光博正）

　ありがとうございます。ちょっと残念ではありますけれども、しっかり、今後ともやっていただきたいと思いますけれども、もちろん個人のプライバシー、絶対に守るべきプライバシーは私も理解しております。大事なことだと思います。ただ、そこで事件が発生して命が失われたときに、飯塚市は個人のプライバシーは守りました。でも命を守っておりませんとなると、それはちょっと違うのではないかなと、私は多少感じております。難しい問題ではありますけれども、これは西宮に行ったときに、被災者の災害があったときの情報とか、さまざま、そのセンター長が言われておったんですけれども、間違った情報にしても何にしても、市民に対して情報を与えたときに、トップが自分のプライドじゃないですけれど、隠すのではなくて、謝るというか、そういう姿勢も大事だということも言われておりましたし、個人情報が先に進んでなかなか前に進まないという現状もありますので、これは今後の課題として私も受けとめておきますけれども、先ほど市長も言われました、５月７日に新潟市で小学校２年生の女の子が殺害され、線路に遺棄されその１週間後の１４日に犯人が逮捕されるという悲惨な事件があったのは記憶に新しいと思います。事件現場周辺には防犯カメラは設置されておらず、この事件を受けて地元自治会が新潟市や関係機関の協力を得て、近く防犯カメラを設置する予定だと伺っております。犯人逮捕のきっかけは、地域住民のいろんな声もありますけれども、そこから離れた場所の防犯カメラに容疑者の車が映っていたことが解決への少し足がかりになったと言われております。

最後になりますが、本市がどのようなまちよりも安全で安心で暮らしやすいまちだと市民の皆様から心から思っていただけるためにも、片峯市長の英断に期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前１０時４５分　休憩

午前１０時５４分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。２５番　勝田　靖議員に発言を許します。２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　通告に従い、一般質問を行います。今回の質問は不祥事案についてです。今回の不祥事案の内容は、原因や背景もまちまちですが、それぞれの不祥事案の報道日が３月下旬から４月下旬にかけて集中していた関係で、今回取り上げ、今後飯塚市として、飯塚市教育委員会としてどうすべきかを明らかにしていきたいと考え、取り上げさせていただきました。

そこで、３月２７日の西日本新聞に、「内申書の印鑑押さない」という見出しで、市内中学校校長の不適切な指導のあり方が報道されていました。その１月後の４月２８日には、「保険金目的で放火　元飯塚市職員に実刑」という見出しで、市職員の不祥事についての報道がなされていました。そして最後の事案が、その数日後に「県教育委員会が盗撮容疑で書類送検された飯塚市内の中学校教諭を懲戒免職処分」という見出しで大々的な報道がされておりました。

この報道を読まれた飯塚市民や職員はどのような気持ちを抱かれたでしょうか。平成１８年の合併後に、市職員も市内の教職員も市民や児童生徒、地域活性化のために必死なっていろいろなことに取り組み、一定の成果が出てきたやさき、このような報道によりイメージダウンはおろか、職員全体の信頼は地の底に落ちたような気がしてなりません。だから、私はあえて３件とも、不祥事案と捉え、今回質問させていただくことにいたしました。

そこで飯塚市、飯塚市教育委員会は、不祥事という言葉をどのような捉え方をしているのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　この言葉のことでございますけれども、社会の信頼を失わせるような出来事、事案であるというふうに考えております。つまり、市民の信用を失墜させることに、即つながる行為だというふうに捉えておりまして、飯塚市職員としてはあってはならないことだというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員は児童生徒の模範となる立場にあるものとして、一般の公務員よりも高い品性を持って行動することが求められております。つまり、一般の方以上に厳しい高度の行動規範が要求されており、その職責を果たすに当たってふさわしくない行為が不祥事に該当すると考えております。

また、一般の教職員の不祥事でありましても、そのことが学校等職員全体に対する、児童生徒や保護者、地域の信頼を損ない、本市の教育に重大な支障を来すものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　基本的に飯塚市も飯塚市教育委員会も共通して同じような捉え方をしているようですので、少しだけ安心いたしました。不祥事という言葉だけを考えますと、関係者にとって不名誉で好ましくない事柄、あるいは事件と解釈されるようですが、法的に捉えるならば地方公務員法第３３条信用失墜行為の禁止に規定されているように、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないという根本基準に触れるのかもしれません。つまり、不祥事の基本的な考え方として、市職員や教育者といった公務員あるいは教育公務員と呼ばれる方々は、ただいま教育部長が答弁されたとおり、一般の国民以上に厳しい、高度な行為規範、つまり倫理というものが要求されているわけで、その職責を果たすに当たってふさわしくない行為が不祥事と言えるのだと思います。ほとんどの職員はまじめに一生懸命頑張っているといった評価を得ているのですが、ごくわずかな一部の職員の不祥事によって、市民はおろか地域、児童生徒、保護者の信頼を損なうとともに、市政に対しても大きな影響を及ぼすものと考えられます。

　では、飯塚市職員の不祥事で、平成３０年４月に実刑判決が確定した元職員の事案について、次に、３月７日に市内中学校管理職が生徒に対して不適切な指導を行った事例について、最後に中学校教師の盗撮撮影による書類送検について、それぞれ不祥事案の内容を説明していただけますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　飯塚市元職員の事案についてご説明させていただきます。これにつきましては、これまでの報道を要約いたしますと、この当該職員は平成２８年３月に購入しました建物が同年５月１８日に消失し、火災による保険金を請求いたしましたが、みずからが放火した非現住建造物放火の疑いで平成２９年６月５日に逮捕され、ことしの平成３０年４月２７日に懲役４年の実刑判決が確定した内容でございます。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員の事案につきましては、一つが本市中学校の校長が、市内飲食店で騒いだ生徒への指導の際に、調査書いわゆる内申書に公印を押さない等の不適切な発言を行ったものです。もう一つは、市内の中学校教諭がレンタルショップの店内で盗撮をし、福岡県迷惑防止条例違反を行っていたものでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　私は不祥事案が発生したということは、必ずその不祥事の背景や要因をしっかり分析し、二度と起きないような防止対策なり何らかの手だてを講じるべきだと思っております。

そこで、飯塚市、飯塚市教育委員会はそれぞれ不祥事案報道を受けた後、飯塚市として、また飯塚市教育委員会としてどのような対応もしくは対策を講じたのか、お尋ねします。また、関係職場の職員に対してどのような周知もしくは伝達をされたのか、具体的にお答えください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　この平成２９年６月の逮捕の報道を受けた直後に、市長より、元職員とはいえ事件を重く受けとめ、私を含め市職員は再度襟を正し、公務員としての自覚を持って職務に精励し行動するよう努める旨のコメントを発していただきますとともに、その後、所属長会議や管理職研修におきまして管理職として部下育成を含め、服務規律の遵守徹底について指導をいたしたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　市内校長の事案についてですが、３月臨時校長会議の際、教育長がその際にはサニーベールに出張していたために、学校教育課長より生徒等が行った迷惑行為に対して毅然とした態度で指導することは大切なことではあるが、学校に義務のある調査書作成と関連づける発言を行うことはあってはならない。学校長は発言一つ一つの持つ重さを考えて発言するよう指導を行いました。さらに、４月初めの臨時校長会の際には、教育長より校長はその職責を自覚し、自分自身の言動を見直すこと、さらに、児童生徒の人権を大切にした学校運営を行うよう指導が行われました。

　また、市内教職員の盗撮の事案につきましては、福岡県教育委員会より処分が下された後、速やかに臨時校長会議を開催し、教育長より訓示が行われました。訓示の中で、本事案は本市教育に重大な支障を来す深刻な問題であるので、教職員一人一人に教育公務員としての責任を自覚し、不祥事防止意識の徹底を図るよう指導がなされました。さらに、その会議の中で学校教育課長による不祥事防止の研修会を行いました。その際、翌日に職員会議を行って教育長の訓示を全職員に伝えること、不祥事防止のためのチェックリストや福岡県教育委員会による懲戒処分等事例を活用した研修会を実施すること、そして、教職員一人一人と面談を行うことを指示いたしております。また、これらの実施時期を前倒しにするとともに、実施後には報告義務を課しております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　それでは次に、それぞれの任命権者において過去１０年間に市職員や市の教職員による不祥事案等は何件ぐらい発生している状況でしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市職員についてお答えいたしますけれども、ご質問の不祥事案の件数ということでございますが、直近１０年間の懲戒処分を行った事案の件数でお答えさせていただきますと、市全体では１４件となっておりまして、任命権者の内訳としましては市長部局が１１件、教育部局が２件、上下水道局、現在の企業局でございますが１件となっております。また、処分案ごとの内訳といたしましては、戒告が６件、減給が６件、うち教育部局の２件と上下水道局の１件はここに含まれます。停職が２件、免職はございません。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　県費負担教職員につきましては、平成２３年に戒告が１件ございました。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　では、こういった不祥事案はなぜ起きると思われますか。また、その要因はどういったことにあるとお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市職員であれ、教職員であれ、この不祥事が発生する原因といたしましては、当該職員の個人としての公務員倫理の意識の欠如、これが一番かとは思っております。ただ、このような事態を未然に防ぐことができなかった組織や職場風土、例えばコミュニケーションや情報共有の不足、また、相互牽制の欠如によるものも要因としては挙げられるのではないかというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　私は、公務員の不祥事案についての原因、要因は、共通している内容とは認めますが、教員の場合は果たして今、総務部長が答弁された内容だけでいいのか疑問です。つまり、教育部長の考えもぜひ欲しかったんですけれども、教員の場合、大多数は教員としての使命感や誇りを持って教育活動に当たり、一定の研究と修養に努めている教員が大多数なんです。しかし一方で、かつての教育界で学校や教員に対する期待の高まりは近年大きく変わってきたのではないでしょうか。現在は、本来、家庭や地域社会が果たすべき機能が学校に持ち込まれたり、保護者の中には教員に対して一定の教育成果を上げることを求める声がふえたり、その期待に添えなければ担任交代の要望が出されたり、さらには時代の変化とともに教育現場の課題が複雑多様化し、かつては重要視されなかった発達障がいの対応も急激な変化が見られています。そして、決定的な事象として、大量退職に伴う教育の量、教育の質の低下も考えなければなりません。こういったことも不祥事案発生の原因や要因の一端とならないのでしょうか。やはり十分な分析を行い、教育現場に沿うような指導や指示を行うべき職務が、飯塚市教育委員会にはあるのではないかと思います。再度課内においても再検討していただくことをして指摘しておきたいと思います。

　そこで、総務部長が代表で答弁された原因や要因は、飯塚市のみならずどこの自治体でも一定の共通した模範回答ではないかと感じました。ではなぜ福岡市職員の飲酒運転がおさまらないのでしょうか。福岡市職員の飲酒運転による幼児３名が亡くなった不祥事案から１０年が経過しております。しかし、あの不祥事案以降、福岡市職員の飲酒運転の事故や検挙は１１件発生しているわけです。毎年１人以上が飲酒運転等で逮捕されているということです。つまり、全国的に飲酒運転強化が強まったきっかけにもなった事案にもかかわらず意識が低いというか、倫理感に欠けている体制が福岡市にはあるのではと疑いたくもなります。やはり不祥事防止対策や研修等が無意味なものになっていないか、そういったことを吟味し再構築する必要があるのだと思います。でもこれは福岡市だけではなく、飯塚市においても先ほど不祥事案が１０年で１４件発生していることを考え、件数は１４件ですけれども人数で言えば３３人を超えるといったような報告もあっておりました。ということは、やはりそういった対策や研修を確実に行う必要があると思うわけです。発生件数が１４件ですけれども、やはり芯から反省し、前向きに進んでいただきたいと思っております。

そこで、飯塚市も飯塚市教育委員会も職員の不祥事に関する研修等は今までにされてきたと思うのですが、どういったふうにされてきたでしょうか。また、今後の予定はあるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　まず、このような事案が生じた場合は所属長を招集し、全庁的に再発防止に向けた注意喚起を行っております。また、新規採用職員に対しましては、特に所内研修、それから県で行われます市町村研修所等におきまして地方公務員法や公務員倫理について、重点的に研修を受講させているところでございます。また、管理職に対しましては所内課長研修において、マネジメント力の向上と合わせてコンプライアンス研修を実施してきたところでございまして、今後につきましてもこれらの研修は継続して取り組んでまいります。また、昨年度より各職場では管理職と一般職の間を担う管理監督職、いわゆる係長職でございますけれども、ここを対象としたコーチング研修の実施をいたしております。これは傾聴や承認のスキルを身につけ、部下に対してのコミュニケーション能力や面談能力を養うための研修でございまして、このような研修を通じて今後も職員の意識や行動に注視する組織づくりのための取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教育委員会におきましては、先ほど答弁いたしましたとおり４月の懲戒事案が発生した際には臨時で校長会議、研修会を実施いたしました。また、毎月行われる定例校長会議や定例教頭会議の際にも県からの通知文等に基づき指導を行っております。また、年３回実施される管理職研修会において、アンガーマネジメント研修等を行ったこともございました。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　職員に対する研修はやはり意図的、計画的に実施し、私は一番に管理職や中間管理職を中心にして行い、次に一般職へと浸透させ拡大していくことが大切だと思っております。したがって、飯塚市もそれから教育委員会も今答弁されたようなことは、それは基本として行って、それをさらに拡大して工夫改善を加えていってほしいと思っております。

　次に、市職員、教職員の服務についてお尋ねしたいと思います。市職員及び教職員の服務の根本基準はどうなっていますか。法的根拠に基づいてお答えください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　地方公務員法第３０条には、全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、というふうにうたわれておりまして、この条文が公務員の服務の根本基準であるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　これは市職員であれ、教職員であれ、地公法に基づいているから同じ回答だと思います。市職員であれ、教職員であれ、もともと地方公務員としては同じ立場であるわけです。公立学校の教職員の場合は、当該学校を設置する地方公共団体の教育活動に従事する地方公務員となり、特に教育公務員と呼ばれているのだと思います。あとは、都道府県立か市町村立のどこに所属するかで身分が異なってはきますが、法的根拠とされる両者の服務の根本基準は、今総務部長が述べられました地方公務員法第３０条の服務の根本基準に法規定されているのだと思います。そこで、公務員には職務上守るべき義務と職務遂行に関係なく守るべき義務があると思いますが、その点についてお答えください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　職務遂行に関して守るべき義務と職務遂行に関係なく守る義務を明確に区別することは非常に難しいというふうに考えておりますが、私たち公務員は常に市民から見られているということを自覚し、市民の疑惑や不信を招くことがないよう日ごろから行動していかなければならないというふうに認識いたしております。そういった守るべき義務といたしましては、地方公務員法においては、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の禁止及び政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限は定められているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今総務部長が答弁した、守るべき義務に違反した場合とか、あるいは犯罪等を犯したときには、公務における規律と秩序を維持することを目的とした処分が行われるはずだと思います。

そこで、職員が服務違反や犯罪等を犯した場合、市職員は市が作成しています飯塚市職員の懲戒処分に関する指針に基づいて、教職員の場合は県教委が作成しています懲戒処分の指針に基づいて、標準的な量定に示されている処分が実施されていると思うわけですが、それぞれの内容についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市職員に対しましては、飯塚市職員の懲戒処分に関する指針に基づき、標準的な懲戒処分の種類、量定に関する基準を定めております。また、処分対象は当該職員だけでなく、管理監督責任、関係職員の懲戒処分についても定められているところでございます。この指針の別表におきまして、懲戒処分の対象となる非違行為の種類ごとに標準的な懲戒処分の量定を定めているとこでございます。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員に対する県の懲戒処分の指針では、代表的な事例における標準的な懲戒処分の種類、量定が示されております。懲戒の事由によっては、量定が１つのものもあれば、行為の動機や過失の程度によってその量定が決まるものもございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　そういった今回のような不祥事を犯した場合、その責任等を確認し公務における規律や秩序を守ることを目的とし、制裁が課せられる懲戒処分というものがあると思います。その懲戒処分には戒告、減給、停職、免職といった４種類があると思うのですが、それぞれの処分内容についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　懲戒処分につきましては、地方公務員法第２９条に基づき、本市においても飯塚市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例に定めております。戒告は職員の一定の義務違反に対して、文書をもってその責任を確認するとともに、その将来を戒めるものでございます。減給は１日以上１年以下の期間において給与及び地域手当の月額合計の５分の１以下に相当する額を給与から減じられるものでございます。停職は１日以上１年以下の期間において職務に従事させず、この期間にいかなる給与も支給されません。最後に、免職は最も重い懲戒処分で、公務員関係を消滅させるとともに、退職手当におきましても、福岡県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第１２条により支給制限を受けることとなっております。また、地方公務員法第１６条の欠格条項によりまして、懲戒免職処分を受けた日から２年間は地方公共団体職員になることができないというふうになっております。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員につきましては、まず戒告とは、職員の一定の義務違反に対して文書をもってその責任を確認させるとともに、その将来を戒めるものです。

次に、減給とは職員が一定の義務違反に対して将来を戒めるとともに、６カ月以上の期間、給与の月額及び教職調整額の１０分の１以下に相当する額が給与から減額されるものです。さらに、停職とは職員の一定の義務違反に対して将来を戒めるとともに１日以上６カ月以下の期間、職務に従事させずその期間はいかなる給与も支給されません。なお、これら３つの処分は処分後の給与や期末勤勉手当についても減額されることになります。最後に免職とは最も重い処分であり、公務員関係を消滅させるとともに、一般の退職手当も支給されません。さらに教育職員免許法第１０条第１項第２号の規定により免許状が失効し、教育職については学校教育法第９条第４項の規定により、免許失効の日から３年間は校長または教員になることができないとされております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　いずれにせよ、今回２名の職員は処分を受けているわけですが、そういった懲戒処分を受けた職員の職場復帰はどうなっていますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　市職員の場合、懲戒処分を受けた職員のうち戒告、減給の職員につきましては処分申し渡しをした後、訓示を行い復帰いたします。停職処分を受けた職員につきましては、停職中においても定期的に人事課のほうで規則正しい日常生活の確認と当該職員のモチベーションが低下しないような面接を行っております。停職期間満了時には総務省の訓示、それから所属部長の面談を行って現場復帰をさせているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　免職処分となりました教育職員につきましては、繰り返しとなりますが、教育職員免許法第１０条第１項第２号の規定により免許状が失効し、学校教育法第９条第４号の規定により免許失効の日から３年間は校長または教員になることができません。戒告及び減給の処分を受けた職員につきましては、直ちに職場復帰が可能となります。停職処分を受けた職員については、停職期間後は復帰が可能となっております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　では次に、各不祥事案について３件、それぞれ問題点等について質問をしていきたいのですが、元市職員の方についての不祥事案については、平成２９年３月に本人は依願退職をされているようです。しかしこの方は退職前に空き家を購入し、保険金をだまし取ろうと計画していた等、そういったことを供述していること等から、懲役４年の実刑を受けたとされております。したがって、逮捕されたのが退職後であった関係で退職金の支払いや、逆に支払った退職金返還等について明らかにしたかったのですが、飯塚市は、退職金に関しては福岡県市町村職員退職手当組合に加入している関係で、直接退職金等にかかわりがないようですので、今回、この質問は取り下げたいと思います。

　次に、２点目の内申書の印鑑を押さないといった中学校管理職の不適切な対応についてですが今回の不祥事案の問題点はどこにあると分析されていますか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　学校長は学校の最高責任者として、学校全体を指揮する権限を持っていますので、発言一つ一つの重さが他の教職員以上に重いことを認識していなければならなかったと考えます。生徒一人一人を大切にする気持ちを生徒や保護者に伝える必要があったと考えます。また、学校が果たすべき義務である調査書作成と関連づける発言を行うことはあってはならないものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今、教育部長が答弁されたように、私はどう考えても権威と感情に任せた暴言としか言いようがありません。新聞報道等によりますと、生徒を注意するのは当然だが内申書を人質にした発言は感情的過ぎると保護者が言っているのは、やはり私としても一定の理解ができます。教育長はこの不祥事案の管理職に対して口頭注意をしたと書かれてありましたが、今回の不適切な指導をどのように考え、どういった口頭指導をされたのか、また、本人の反応はどうだったでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育長。

○教育長（西　大輔）

　学校長は学校の最高責任者でありますために、他の教職員と比べまして発言の一つ一つが生徒や保護者に大きな影響を与えるものと自覚しておかなければならないと考えております。今回のような生徒指導の際には、生徒の自己肯定感とともに将来への希望が持てるように指導すべきであり、本事案における校長の言動は教育長として大変遺憾に思っております。したがいまして、当該校長には厳しく注意をしておりまして、本人もしっかりそのことを受けとめ深く反省しているというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　管理職は自分の自己研さんの研修参加のみならず、教育現場においては教頭以下を含めて研修奨励を行ったり、校内研修を実施主体者となって研さんに努めるわけですが、現状では校長の研修はどのようになっていますか。また、新任の校長さんには特別な研修が行われているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　校長の研修につきましては、必須といたしまして飯塚市教育委員会主催の校長研修会、管理職研修会に加え、県教育委員会の校長研修会が年２回、筑豊地区中学校校長会主催の研修会が年２回、福岡県中学校校長会主催の研修が年２回、県人権教育研修会が年２回、そして、隔年で特別支援教育の研修会がございます。これらの研修に加えまして、多くの中学校長の場合、九州または全国校長会主催の研修のいずれかに参加されております。

このほかにも希望者が多く受講できない場合もございますが、福岡県教育センターの講座や文部科学省の研修を希望することもできます。なお、初任の校長につきましては、福岡県教育委員会によります新任校長研修会を年２回受講することが義務づけられております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今、教育部長が答弁されたのは、自分に与えられた身分や経験年数に応じて、学校組織の中で求められている立場や役割を自覚させ、課題に適した研修である基本研修、そして学校で作成する教育課程の改善や学習指導要領の実施に向けての情報や指導等の研修である課題研修のことを言われたのだと思うのですが、初任の校長研修においても義務的に受ける年２回だけの研修だと思うわけです。今、ちまたのうわさで言われていることの中に、学校の最高責任者となった校長が学校にいることは少なく、出張が多くてほとんど学校にいないといったうわさを聞きます。それと近ごろ、校長さんの中には、パワハラやモラハラ的な言動が多く見受けられ、本当にやっていられません、嫌です、と不平不満を漏らす教職員の声もちらほらお聞きすることも多々あります。飯塚市教育委員会としても月１回の定例校長会等もうまく活用し、校長先生の識見や指導力を高める研修を定期的、不定期的に開催し、内容のある研修を確立し、県下に誇る飯塚市の管理職集団をぜひ育成していってほしいと願っております。

教育長、学校の最高責任者である校長が行った一度の間違った指導が失敗でした、過ちでしたで済まされたら、これ２度目は、私は罪に値するのではないかなと思っております。私はよく管理職研修会の講師に招待されるわけですが、そういった中で必ず講話の１つの中に盛り込むのが、若い先生方は何度でも挑戦し、失敗の連続で成長していくことはできるが、校長は何度も失敗を繰り返し、すいませんでしたのおわびが通用するはずがないんです。つまり校長は１回の過ち、それで全てのことがわからなければいけません。だから、管理職にはやはり結果責任も説明責任も重くのしかかるわけですから、他の教職員以上に教養や識見を高める努力をする管理職にならなければならないということをいつも言い続けてきました。というのも、この方は高校進学を控えた３年生女子の携帯所持の件に対しても不適切な指導を行い、保護者の方が同僚議員へ相談に来られたのもこの時期でした。同僚議員もかなり怒っておられたのですが、このことは学校教育課長には既に前もってお知らせもしておきましたし、ぜひ内容等も調べておいてくださいというのは伝えておきましたけれど。そこで当然、この件に関しては、校長会等で教育長みずからが説明を行い、注意喚起を促したと思うわけですが、出席者の反応等はいかがでしたか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　もちろんどの校長も真剣な面持ちで話を聞いておりました。教育長から、各学校では一人一人の生徒大切にする教育を行い、校長はその模範でなければならないとの指導もあっておりました。全ての校長が自分自身の問題と捉え、自分自身を振り返ったものと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖委員。

○２５番（勝田　靖）

　今回のような件は、本来ならば教職員の進路担当者が犯しやすい不適切な指導になるわけですが、でも現在はほとんどこういった現象は、あるいは指導は教育現場においても行われていない。ただ、今回の処分量は本当に口頭注意が適切であったのか、僕は再検討すべきではないかと考えております。今回の校長会での校長に対する注意喚起の話は、教育長が出張の関係で教育部長がされたとお聞きしています。部長はお話の中で、各学校では一人一人の児童生徒を大切にする教育を行い、校長はその模範でなければならないと述べられています。そこで教育長、教育長も県教育委員会が出している懲戒処分の指針を再度、私は熟読されたほうがいいのではないかということは、これぜひ指摘しておきます。

そこで、学校全体の教育力や教職員の資質能力向上、そして管理職みずからの識見高揚を高めるためにも、研修の必要性を強く再自覚し、計画的に取り組む必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　議員おっしゃいますとおり管理職に対する研修は重要なことと捉えております。さきに述べましたとおり、定例の校長会議や教頭会議のほか、年３回の管理職研修会を実施しております。そのほかにも、月定例の校長会議、教頭会議後に研修を行うこともございます。今後は不祥事防止等に関する研修も計画的に取り入れて、管理職の資質向上に努めてまいります。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　しっかり研修の内容を構築して、実施していただきたいと思います。

　次に、最後の不祥事案で教員の盗撮処分の取り扱いについてです。過去これに類似するような不祥事案が県内で何件ぐらい発生していますか。内容もわかればお答えください。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　これまで本市ではこのような教職員によるわいせつ行為による処分事案は起こっておりませんが、県内におきましては、政令市を除いて平成１９年から平成２９年度までの間に１６件ほど発生しております。その内容は盗撮等があるようでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今の答弁を伺って、ほんの少しだけ安心いたしました。私も自分なりの調査をしてみたんです。年間、全国でどれくらいのわいせつ行為での検挙者数がいるのか、またその中に教員が占める割合はどの程度なのかといった。そうすると、大体全国で年間五千件から六千件ぐらいのわいせつ行為の検挙者数がいるわけです。その中で教員の検挙者数は大体６０人から８０人です。これ割合で言いますと１．２％から１．６％といった統計が出ております。ということは、今回この不祥事案を起こしたこの教員は、違う意味ですごい過ちを犯したんだと私は思うわけです。でも、一番心配されるのが当該中学校の生徒さんです。新聞報道等では１件のみが挙げられていたのですが、余罪等はなかったのでしょうか。確認はされましたか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　本件を取り扱われました警察署のほうに確認いたしましたところ、本件以外で立件することはないということでございました。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　では当然、この不祥事案の報道後、当該中学校の生徒、保護者、教職員あるいは地域の方々は大変驚かれたことと思います。そこで、当該中学校の生徒、保護者等に対する説明会はどのような形で行われたのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　マスコミ等で報道がありました翌日の４月２７日金曜日の朝、臨時の生徒集会が開催されまして、そちらで生徒への説明が、また、同日の１９時より当該中学校におきまして保護者対象の説明会がそれぞれ行われております。生徒集会では、学校長から事案の説明とともに、今後の当該中をよりよい学校にしていこうと呼びかけがございまして、生徒たちもその思いを受けとめたというふうに聞いております。しかし、不安を感じている生徒も見受けられましたので、当日を含めまして３日間、スクールカウンセラーを派遣いたしまして、生徒への個別対応を行いました。保護者説明会では、事案の説明とともに今後の方針等が学校から説明をされました。その際、保護者からの不安の声に対しましては学校から丁寧に説明がなされております。今後はこれまで以上に学校と保護者が連携し、学校の信頼回復に努めていくという強い決意が学校長から述べられました。また、保護者会の翌日から３日間連休となりますために、スクールカウンセラーから連休中の家庭生活に関するアドバイスもしていただいたところです。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今回、そもそもこの不祥事案を一般質問に取り上げたのは、冒頭で述べましたように、合併後に飯塚市の職員も小中学校に勤務する教職員もどれだけのエネルギーや時間や英知を費やして、いろいろなことに取り組んできたことか。また、この不祥事案が発生し、その報道後、各方面に対する対策や説明会等に力を尽くしたか。途方もない気苦労や時間、人手が必要であったかと思います。でも、全国わいせつ犯罪数に対してわずかな割合で公務員が検挙されている現状から、やはり今後二度とこのような不祥事案が起きないように対策をしっかり構築するのと同時に、啓発を欠かさないようにぜひ取り組んでいただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　ご指摘のように不祥事の再発防止に当たりましては、組織にとっても、個人にとりましても、一度失われた信頼を回復することは大変困難であるということを職員一人一人がしっかりと認識することが重要でございます。今後はこれまで以上に、各職場において機会あるごとに法令の遵守や公務員倫理の徹底を図り、また、単なる伝達や周知にとどまらず相談しやすい職場内の雰囲気づくりとともに、所属長それから身近な上司である係長を中心として、部下、後輩との良好な人間関係を構築することによって、不祥事を未然に防止できるように引き続き啓発に取り組んでいく所存でございます。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員の不祥事は、一職員であっても、学校そして飯塚市全体の学校教育の信頼を損なうものであり、今後二度とこのようなことが起こらないように取り組んでいく必要があると考えております。不祥事が起こらない職場環境づくりに加え、職員の服務監督を行う学校長、さらには教育委員会の役割は大きなものがあると考えております。不祥事はいつでもどこでも誰でも起こす可能性があるという危機感を持って、今後は不祥事防止のための研修体制を構築し、教育委員会及び学校における不祥事防止の取り組みの充実を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　本当はこれで質問を終わるのですが、質問通告はしていない内容１件だけ、簡単な回答になると思います。飯塚市も飯塚市教育委員会も、こういった不祥事案の対応マニュアルだとか発生前の不祥事防止対策に関する研修資料等は作成してあるのかどうかだけ、ちょっとお尋ねしたいのですか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　申し訳ございませんが、そのマニュアルというのは作成いたしておりません。資料につきましては、その研修のたびに作成してやっておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（佐藤清和）

　教育部長。

○教育部長（久原美保）

　教職員におきましては、県からの資料を活用して研修等を行っております。

○副議長（佐藤清和）

　２５番　勝田　靖議員。

○２５番（勝田　靖）

　今回、飯塚市内で発生した公務員及び教育公務員の不祥事案から何を学び、要因や取り組み等について質問をさせていただきました。市職員、教職員等の不祥事案については、必ず共通点として２つのことを今後しっかり考え、取り組んでいただきたいと思うわけです。１つ目は、個人として公務員意識や教師としての倫理感をしっかり持たせるようなプログラムで、研修会や啓発講座を持つということなのです。なぜなら、公務員意識や倫理感が欠如している職員には、必ずそれなりの兆候が見られるはずです。例えば、遅刻や欠勤がふえたとか、頻繁に私用電話がかかってくるとか、書類等が乱雑に置かれ整理整頓が乱れているとか、職務中や会議中に居眠りをしていたり無断離席を平気でするとか、仕事に影響が及ぶぐらいの飲酒や遊行をするだとか、浪費による借金や滞納等が出たといった事象面があらわれるということです。

２つ目が、不祥事が起きやすい職場環境にしない努力を飯塚市の各部、各課内や学校の校務分掌あるいは学年単位で実施していってほしい。つまり、不祥事の起きない職場環境づくりです。不祥事案が発生する職場環境というのは、私は一番にモラル違反等が放置されている職場のことだと捉えるべきだと思うわけです。それは、意外に多く見られるのは、失礼ですが管理監督者の怠慢、そして同僚の無関心の横行、コミュニケーションの情報共有不足、緊張感や危機感の欠如、そして職場内の士気の低下等がそのあらわれではないかと思います。特に飯塚市においては、職員が現金や通帳等を自由に扱える職場になっていないか等の要チェックは再度見直すべきではないかと思っております。チェックや働く仕組みの手順が欠如すれば、事務手順の形骸化や一人担当制の弊害化が生まれると思うからです。

どちらにせよ、これらは全て管理職である市長、副市長はもちろんのこと、部課長を中心に学校においては、校長を筆頭に教頭、主幹教諭、教務主任等を中心に資質能力を向上させるとともに、部下職員たちよりも管理職みずからが率先垂範して識見や意欲の高揚、意識の高揚を図っていただくこと、つまり管理監督者が個人や職場にしっかり目を向け、意識を集中させ、部下職員を大切に育成することを考えていただきたいということです。さらには、こういった不祥事案が発生しないように常日ごろから職場環境づくりに努めていただきたいということを強くお願いして、今回の質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４９分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（佐藤清和）

　本会議を再開いたします。２６番　道祖　満議員に発言を許します。２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　今回は３点について一般質問をさせていただきます。まず第１点が、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、お尋ねしてまいりたいと思います。平成２９年５月１７日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されましたが、この法の趣旨はどうなっておるか御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　議員ご指摘のとおり、昨年５月１７日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されております。この改正法の趣旨でございますが、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、地方公務員の臨時・非常勤職員の総数が平成２８年４月現在で約６４万人と増加している中、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていない現状があることから各種規程の整備を図るとともに任用要件の厳格化を行うという趣旨であると認識いたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　法の中で、臨時非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化について、さらには任期付職員の活用について述べられておりますけれど、この内容についても御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　ご質問の点でございますが、個々具体の職の設定に当たり、その職の職務内容、勤務形態等に応じて、任期に定めのない常勤職員、任期付職員、臨時・非常勤職員のいずれが適当かを検討する必要がございます。その上で臨時・非常勤職員として設定する場合には、その職につく職員に適用される任用根拠を明確にし、その趣旨に基づいて行う必要があるというものでございます。また、任期付職員の活用につきましては常勤職員が行うべき業務に従事する者として位置づけられ、３年ないし５年以内という複数年の任期を設定できるとされておりまして、今後の職務内容に応じて適切に活用するように述べられているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　会計年度任用職員制度の創設が定められましたが、その内容についてどのように定められているか御存じでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　会計年度任用職員につきましては、この改正地方公務員法第２２条の２に規定をされております。その条文には、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」であって、その１週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間と同一のもの、これをフルタイムと、また、常勤職員の通常の勤務時間より短いもの、これをパートタイム、という２つの類型が設けられておりまして、これらの職員を会計年度任用職員とすると示されているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　現在の飯塚市における臨時職員、非常勤嘱託職員の実態、正規職員以外の雇用状況はどうなっておるのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　職員の雇用の種別でございますが、特別職を除く一般職では、正規職員、再任用職員、任期付職員、非常勤嘱託職員、臨時職員がございます。雇用体系でございますけれども、再任用職員、任期付職員はフルタイム勤務と月１７日の短時間勤務がございます。また、非常勤嘱託職員は月１７日の短時間勤務、臨時職員は通常１８日勤務でございますが、職員代替等によるフルタイム勤務の場合もございます。それぞれの人数の状況でございますが、平成３０年４月現在で正規職員が８４２人、再任用職員が７３人、うちフルタイムが１４人、短時間５９人、任期付職員が３８人、うちフルタイムが２６人、短時間が１２人。非常勤嘱託職員が２１６人、臨時職員が３０７人という状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　現在の飯塚市の業務は、正社員が８４２人いますけど、それ以外、約６００人の人たちが何らかの形で雇用されて、業務を回しておるということでありますけれど、現在の飯塚市における正職員と臨時職員、非常勤嘱託職員の処遇の違いはどのようになっておるか、確認させてください。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

正規職員との処遇の違いでございますが、まず給与でございますが、正規職員につきましては国家公務員に準じ、給与条例で定めた給料表に基づき、年齢、職種等によりまして格付を行い、その額を定めております。非常勤嘱託職員につきましては、その職種、業務内容に応じまして月額１３万８千円から２６万５００円を定めております。臨時職員につきましても、その職種、業務内容に応じまして、日額でございますが７１７０円から１万１７１０円を定めております。

次に手当関係でございますが、非常勤嘱託職員につきましては、正規職員に支給しております扶養手当、住居手当、勤勉手当はございませんが、時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び期末手当を支給することと定めております。また、通勤に要した費用といたしまして、その距離数に応じた費用弁償の支給をいたしております。臨時職員につきましては基本的に手当の支給はございませんが、基準日までの８カ月間に６カ月以上在職する者を対象に期末手当を支給することとしております。また、時間外の勤務が生じた場合にはそれらの時間に応じた額を支給しております。

次に休暇の関係でございますが、正規職員は年２０日の有給休暇が付与され、最大４０日まで繰り越すことができます。非常勤嘱託職員は、１年の所定の勤務日数と勤務年数に基づきまして最高２０日の年次有給休暇が付与されます。また、介護休暇に加え、その原因により有給や無給、取得できる期間等は異なりはしますが、忌引や結婚、出産や子の看護等の原因で取得できる特別休暇を設けております。臨時職員については、６カ月を超えて任用する場合には１０日間の年次有給休暇が付与されますが、介護休暇や特別休暇の制度等はございません。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　では、会計年度任用職員制度が再来年度から実施された後は、職員との処遇の違いはどのようになるように考えておりますか。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　この会計年度任用職員と職員との処遇の違いということでございますが、主に採用方法、それから条件付採用の期間、任期等の項目が掲げられますけれども、特に大きな違いといたしましては給与の点がございます。平成２９年８月に総務省が示しました事務処理マニュアルによりますと、給与等におきましてフルタイムの会計年度任用職員につきましては、給料、旅費及び時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、退職手当、特殊勤務手当等の職務給的な手当を支給することが示されております。また、扶養手当や住居手当等それ以外の手当については支給されないことが示されているところでございます。また、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、報酬、費用弁償及び期末手当を支給することと示されておりますけれども、それ以外は支給されないこととされております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　現在、本市で採用している嘱託職員や臨時職員の方々、非常勤の方々もそうですけれど、今回の会計年度任用職員等に該当していくのではないかと思うのですけれど、市はどのように考えておるのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　現在の嘱託職員及び臨時職員の職務内容や勤務時間、任用期間等によって、改正法のどの部分に当てはめていくのかという判断を個別にしていく必要があるというふうに考えております。現在、本市で採用しております嘱託職員及び臨時職員について、それぞれの状況によって、フルタイムの会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員、臨時的任用職員のいずれかに当たるのか、現在状況の把握の作業を行っているところでございまして、今後は配属先の原課へのヒアリング等も行っていくことといたしております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　この法律の施行日は、原則として先ほど言いましたように平成３２年４月１日から施行されるものとなっておりますが、会計年度任用職員制度導入には条例等の整備が必要となると思います。国としては来年度、平成３１年の４月１日からの導入、採用計画で、できれば３月議会ぐらいまでに条例等を示すべきだというふうに言っておりますけれど、飯塚市としてはどのような作業工程で取り組む予定なのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　総務部長。

○総務部長（安永明人）

　議員ご指摘のとおり、本法の施行期日は平成３２年いわゆる２０２０年の４月１日となっております。先ほど総務省からの事務処理マニュアルを申しましたけれども、これに想定スケジュールが示されておりまして、先ほど議員が申されましたような内容でございますが、これによりますと平成３０年中に任用、勤務条件等に係る内容の検討を行い、組織内で方向性を決定すること。それから３１年の２月から３月にかけての関係条例の条例案を上程すること。それから３１年度以降、市民の皆様への周知、及び会計年度の任用職員の募集を開始する。そして平成３２年、２０２０年の４月から採用をするというふうなことが示されているところでございます。ただ、国、県からの条例に関する具体例等はまだ示されておりませんで、まだ不透明な部分も多々ございます。本市といたしましても、２０２０年４月１日からの実施に間に合うよう、本マニュアルの内容を踏まえつつ、今後の総務省からの通知や他自治体の動向等も注視しながら、この会計年度任用職員については各種規程の整備を図ってまいる考えでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　お尋ねしてまいりましたけれど、結局、正規職員以外に再任用を含めて６００人以上の人たちで業務が回っていると。今度は会計年度任用職員制度を入れると、実際の職業、職務の洗い出しをして、適正人員を決めていかなくてはいけないということになりますよね。そして、それから会計年度、３２年４月１日からですからそれまでに採用計画をつくって、採用して３２年の４月１日から稼働するということになるわけですよね。それを考えますと、やはり思っている以上に時間はないと。まず洗い出しを各課でやって、本当に必要な人員は何人なのか。昨今、やはり労働人口が減っているということで、ひょっとしたらここで言います会計年度任用職員がフルないしパートで５００人雇用しようと思ったら、即、集まるかどうかというような問題も出てくると思うんですよね。ですからもう、いつものことながら国の動きをと言いながらも、やはりやるべきことは早くやっていただきたい。仕事が回らなかったら大ごとですもんね。それとともに条例も出さなくてはいけないと。人員確保は別にして、条例だけでも早く示せるものは早く示すべきだと思います。また、今までと行政の業務に携わる人たちが変わってくると、国の方針でこういうふうになっていっているんだということを、やはり広く市民の人たちに知らせて、募集するという形になっていくと思いますので、やはり周知徹底ということを取り組んでいただきますようにお願い申し上げまして、この質問は終わります。

　続きまして、菰田地区のまちづくりについて、お尋ねしてまいりたいと思います。菰田地区のまちづくりに関しては、平成２５年の１２月定例市議会の一般質問で市の考えをお尋ねいたしましたが、その際の市の答弁では、菰田地区の方々とはまちづくりについて話し合いを重ねているということでありました。また、その際、飯塚市地方卸売市場については平成２７年度までに一定の方向性を示す、結論を出すという答弁でありましたが、その後、平成２７年度には飯塚市地方卸売市場については、これについては他の場所に移転する方針が示されたわけであります。この質問の際、私は菰田地区のまちづくりには、飯塚市地方卸売市場がこの地域にあるのか移転するかどうかでは、菰田のまちづくりの構想が大きく違ってくるので、早期に結論を出すことを要望しておった経過があります。結局、平成３０年４月１２日開催の特別委員会に提出された飯塚市地方卸売市場施設整備基本構想では、庄内工業団地グラウンドに移転を平成３３年４月までに行い、４月からそこで運営を開始するとなっております。そこでお尋ねいたしますけれど、平成２６年９月に菰田自治会長会から飯塚市地方卸売市場の有効活用について要望書が提出されておりましたが、その後どのような話し合いが今日まで行われてきたのかを、まず確認させていただきたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　都市施設整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（藤中道男）

　飯塚市地方卸売市場敷を含めましたＪＲ飯塚駅周辺の活性化につきましては、地域住民の意見が反映されたまちづくりを推進することを目的といたしまして、平成３０年２月からＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会を開催しております。この会の活動目的は、会員でございます地域住民自身が飯塚市地方卸売市場敷を含めたＪＲ飯塚駅周辺地区の現状把握、問題点や課題の抽出及び整理を行い、その分析や対策を考え、目指すまちづくりの方向性の意見集約を行い、市への提言を目指すもので、現在、ＪＲ飯塚駅周辺地区活性化を考える会ではワークショップを行っており、平成３０年３月２７日にＪＲ飯塚駅周辺地区の強み、問題点、課題について、同年５月３０日にその検討、抽出した内容をもとに分析、対策についてのテーマを定め、地域住民の方々の活発な意見交換、意見発表がなされているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

地方卸売市場が移転するということが、めどが立ったから、ことしになって地元としてもまちづくりに対する話し合いが活発に行われてきておるということだと思いますけれど、現在のこの飯塚市地方卸売市場は菰田西に約６万５千平米、約１万９千坪ありますけれど、平成２６年１２月の同僚議員の菰田地区の開発に関する一般質問の際、当時の企画調整部長の答弁では立地適正化計画の中で整理するとなっておりました。まず、そのとおりでしょうか。また、平成２９年１月作成の飯塚市立地適正化計画には、菰田地域は都市機能誘導区域として、ＪＲ飯塚駅を起点に半径８００メートルとする中心拠点型と、西鉄バス菰田小学校バス停から半径５００メートルとする学園都市型と位置づけられております。その中でも、この飯塚市地方卸売市場は中心拠点型となっておりますが、都市機能誘導施設についてはどのように考えておるのか、お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　都市整備推進室長。

○都市施設整備推進室長（藤中道男）

　はい、そのとおりでございます。平成２９年１月作成の飯塚市立地適正化計画の策定目的は、人口減少の局面を迎える中、市の中心部や地域の拠点性を有するエリアにおいても、商業等の生活サービス施設の撤退等により暮らしやすさが維持できない状況が危惧され、これまでの拡散型の都市構造の中、人口密度が低下し、薄く広がった土地利用が続くことを都市経営においての大きな課題と捉えていたところでございます。飯塚市立地適正化計画はこの課題を解消するため、拠点性を有するエリアを明示し、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで民間活力を維持、誘導するような仕組みづくりを行い、あわせて公共施設の再配置等の取り組みを一体的に進めることで、暮らしに必要なサービスや居住環境を確保しようとするもので、拡散型の都市構造から拠点連携型の都市構造への転換を具体化し、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいの身近に存在する、あるいは公共交通により容易にアクセスできる持続可能な都市の構築を目指すものでございます。飯塚市立地適正化計画では、飯塚市地方卸売市場敷は都市機能誘導区域における中心拠点型と位置づけられる区域であり、本市の中枢的な都市機能が集積する区域として位置づけられております。中心拠点型の区域に求められる都市機能誘導施設は商業施設、医療施設、子育て施設、広域性の高い都市機能増進施設等であり、本市の魅力や活力の向上を図るべき施設と捉えております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　新飯塚のミツミ跡地１万１千坪の開発を見ておると、民間が開発したんですよね。マンションが建って、そして駐車場ができて、そして商業施設ができて、商業施設敷の中には歯医者さんとか、ドラッグストアというんですか、そういうもろもろの施設が入って、結構にぎわいが出てきております。そういう例を考えてみますと、やはり民間の力を借りたほうが、下手に行政が力を入れるよりも民間のほうが早くて、集客能力というか、定住能力というか、そういう開発が進むのではないかと思っております。新飯塚駅の開発を見ますと、あれを例に取りますと、市が一生懸命取り組んだ中心市街地の活性化よりも新飯塚のほうが民間開発で活性化に至っておるんではないかというふうに私は思っております。そういう考え方で、どういうふうに菰田の跡地を開発していくのかというのはすごく興味があるところでありますけれど、平成３３年４月からこの市場が確実に向こうで運営されていくということであります。であるならば、それ以後、あそこの開発が急務になってくると思うんです。もう移転して、開設時期は決まっておりますので、あわせてこの卸売市場の跡地開発について積極的に取り組んでいくことがやはり都市間競争の厳しい中では必要ではないかと思っております。そういう意味でスピード感を持って計画を出していただきたい、再開発の計画を出していただきたいと思っておりますけれど、どのように考えておるのか、行政の考えを副市長に答弁いただきたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　卸売市場敷を含めましたＪＲ飯塚駅周辺の整備につきましては、本市全体の活性化を左右する最重要な区域であると考えております。議員ご指摘のとおり、スピード感を持って方針を出していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　この市場の跡地の開発が進むことによって、やはり駅前もしかり、そしてその周りにあるＪＲ飯塚駅から半径８００メートルの範囲の開発は相当進むのではないかと思っております。今ご答弁いただきましたけど、できるだけ早く計画を持って、まちづくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

　引き続きまして、次の質問をしてよろしいでしょうか。では第３点目、幼児教育無償化に関連してお尋ねしてまいりたいと思います。今回の補正予算、追加予算では、幸袋幼稚園の幼稚園部定員を６０名から４０名に２０名削減し、保育園部の定員を９０名から２０名増員の１１０名に変更、横田保育園の定数を６０名から２０名増加の８０名へ変更、つぼみ保育園は定数８０名から１０名増加の９０名と変更、また、子ども・子育て支援事業では次期計画の基礎調査の経費が計上されておりますが、国は当初、幼児教育無償化については平成２９年７月３１日の閣議決定で、２０１９年４月から５歳時のみ無償化、２０２０年４月から全体の無償化とする予定でありましたが、これを早め、今回、平成３１年１０月から３歳から５歳児までの全ての子ども及びゼロ歳から２歳までの住民税非課税世帯の子どもについて全面的に無償化することを決定いたしました。無償化になれば、保育所、幼稚園の需要が拡大することが容易に想定されます。そこで、まず本市の保育所、幼稚園の現在の入所状況について、確認させていただきたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　幼児教育の無償化につきましては、ご指摘のとおり、２０１９年１０月より３歳児から５歳児を対象に完全実施、また、ゼロ歳児から２歳児の非課税世帯を対象に実施される予定でございます。本市の保育所、こども園、幼稚園の本年５月１日現在の入所状況でございますが、保育所、こども園保育部全体で、定員に対する入所率は９６％、幼稚園、こども園幼稚園部全体では、入所率は７５％となっております。また、今回無償化の対象となる３歳児から５歳児の保育所、こども園保育部利用者の定員に対する入所率は１００％。幼稚園、こども園の幼稚園部の入所率は８１％と、保育所等の入所率が高い状況でございます。保育所、こども園、幼稚園を合わせますと、市内の３歳児から５歳児までの人口に占める入所割合は９７％と高くなっております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　私はよく頑張っているなというふうに思っております。ここ１年間でいろいろ待機児童に対する対策やらを打ってきて、結果は少しずつ出てきているというふうに思っておりますが、この幼児教育の無償化が実施された場合、入所対象児童はゼロ歳児から５歳児の全ての児童を想定する必要が出てくるのではないかと私は思っております。市内の受け入れ体制としては十分な対応ができるのか、市の考えをお尋ねしたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　３歳児から５歳児の入所枠につきましては、保育所、こども園保育部においては、先ほども申し上げましたように入所率が１００％であることから余裕がない状況でございます。一方で幼稚園での入所枠には余裕があり、また、認可外保育施設も無償化の対象となることから、現時点での教育・保育施設全体での定員数の受け入れは可能であると考えております。しかしながら、１歳児から２歳児の受け入れにつきましては５月時点で待機児童も発生しており、受け入れ状態は十分とは言えないという状況でございます。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

　実態のほうは十分把握していると思いますけれど、それにしても要望に対しては応えていかなくてはいけないというふうなことがありますけれど、今後どのように対応していかれるのか、市の考えをお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

　福祉部長。

○福祉部長（山本雅之）

　現状、この状況を解消するためには、保育士の確保と保育の受け皿の確保が必要となります。保育士の確保につきましては、飯塚市保育士修学資金の貸し付けを行う等の事業により、保育士の確保に努めております。飯塚市保育士修学資金貸付金の貸付状況は、平成２９年度は１０名の貸し付けを行い、そのうち平成３０年３月に卒業し、市内の私立保育所に就職した人は５名おります。平成３０年５月末の申請状況は２２名であり、そのうち６名は平成３１年３月に卒業を予定しております。また、飯塚市保育士就職緊急支援金事業では、平成２９年度は２２名、平成３０年度５月末では１０名の保育士に支援金の交付を行っております。これらの制度を活用することにより、将来的には充足していくというふうに考えております。

保育の受け皿の確保につきましては、各私立保育所と協議しながらも、整備について検討した上で施設整備に伴う定員の増加、私立幼稚園のこども園への移行の推進、私立認可保育所の新設を検討していきたいと考えております。また、来年度策定予定の第２次飯塚市子ども・子育て支援事業計画においては、今年度実施を予定しているニーズ調査の結果を踏まえ、教育、保育の量の見込みと確保の方策を十分に検討して、次期計画を策定していきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

　２６番　道祖　満議員。

○２６番（道祖　満）

ここでちょっとお尋ねしますけど、来年度施策予定の第２次飯塚市子ども・子育て支援事業計画、ことしニーズ調査するという計画だと思うんですけれど、今度、来年の１０月から始まる無償化をよく見てみますと、専業主婦の家庭等の幼稚園に預ける人たちは月２万５７００円まで無償というふうになるんですね。すると、１子目が幼稚園で３歳児、５歳児で、下の子どもたちがおるなら、２子、３子がおれば家庭で子どもを育てようと。だから、２万５７００円が無償だったら幼稚園に預けようとする親御さん、保護者が多くなるのではないかと懸念しております、まず１点、共稼ぎ家庭、要は働いている人たちの３歳児から５歳児が無償になると。今の制度でいくと２子は半額、３子目はただ。ということは、１子目がただになるから、２子目の半額は半額のままだったら、そのまま預けて下の子も預けようと、そういう傾向が出てくるのではないかと。先ほど言いましたように、無償化になれば、絶対今よりは幼稚園に対しても、保育園に対しても預けようという人が多くなるのではないかと私は思うわけですね。それとともに国の動きを見ておりますと、そういう実態を見ながら国の動きを見ていたら、もう子どもは全部保育園なり幼稚園に預かるという施策を、計画をつくらなくてはいけないのではないかと思うんです。先ほどの答弁でニーズ調査をして、十分検討して次期計画をつくると言っておりましたけれど、法律は３歳児から５歳児が無償ということになっておりますけれど、非課税世帯はもう無料ですもんね。そういうことを考えると、もう全数を対応するという考え方に立ってやっていかないと間に合わないのではないかと私は思っているんです。今回、質問の中においてはそれを強く要望しておきたいと思って質問させていただいております。

今、福祉文教委員会に４月１７日に提出された資料によりますと、ゼロ歳から５歳までは６６９１人の子どもたちがいるということになっております。これに対して、定数そのものを見てみますと５７９６人ですか、現状ある幼稚園と保育園の定数は。ちょっと間違っているかもわかりませんけれど、保育園の定数は３３９０人で、幼稚園の定数は１８０６人で５１９６人となっていて、引き算しますと約１５００人。１５００人の人たちがまだ保育園なり幼稚園に入ってない、通っていない。そういう中で、先ほどご答弁いただきましたけれど、ニーズ調査をしながら十分に検討してということで言われておりますけど、１５００人、出生数の問題がありますけれど、それを見ながらやはり１５００人の対応を考えていかざるを得ない。私はそういうふうに思っております。だから、１つの問題提起ですけれど、いろいろ関係部署との協議をしながら取り組まれるということですけれど、その中で目標はもうそこに置くべきだと私は思っております。これに対する答弁いただきたいんですけれど、またニーズ調査を終わってないから何とも言えないと。国の動きも全部、あなたの言っているようにそうなるとは限らないからということでご答弁いただけないのではないかとは思ってますけれど。来年の１０月１日になって無償化が始まれば、それが姿として出てくると思うんですよね。だからまず１０月１日までに対応できる計画を立てて、それ以降は受け入れ体制を待ったなしでやるべきだと私は思っておりますので、そのことだけ言わせていただいて、この質問を終わります。

○副議長（佐藤清和）

　暫時休憩いたします。

午後　１時４０分　休憩

午後　１時５０分　再開

○議長（藤浦誠一）

　本会議を再開いたします。１１番　永末雄大議員に発言を許します。１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　通告に従いまして、質問させていただきます。今回は「市民協働のまちづくりについて」と「健幸都市への取り組みについて」、その２点について聞かせていただきますので、どうぞよろしくお願いします。

まず、「市民協働のまちづくりについて」でございます。平成３０年度の施政方針におきまして、協働のまちづくりについて次のように記されてあります。「地域コミュニティの活性化につきましては、交流センターをその拠点施設として整備を進めながら、まちづくり協議会とともに「協働のまちづくり」の推進を図ってまいります」とあります。少子高齢化、核家族化、地域の結びつきの希薄化、住民ニーズの多様化等の理由から、この協働のまちづくりが必要とされているというふうに理解しております。そしてこの傾向はこれからますます強くなっていくものと私は予想しております。そう考えますと、より一層の市民協働のまちづくりが求められ、その中心とも言えるまちづくり協議会のさらなる充実が必要だというふうな考えから、今回質問をさせていただきます。それではまず、まちづくり協議会の立ち上げから現在に至るまでの経緯について、簡単にお示しください。

○議長（藤浦誠一）

市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　今までの経緯でございます。本市では第１次総合計画におきまして、「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住み続けたいまち」を都市目標像にし、４つの基本理念の１つとしまして「市民と行政が協働で創るまち」、これを掲げまして、その主体として、市内１２地区におきまして、まちづくり協議会の設立に取り組み、平成２４年度末をもって市内１２地区全てにおきましてまちづくり協議会が設立をされております。平成２５年度から平成２８年度までは活動初期としまして、組織づくり、参画団体等の連携等地域の絆づくりを中心とし、各地区ではさまざまなイベントや活動が行われ、活動初期の目標はおおむね達成できたというふうに考えております。それに加えまして、各地区まちづくり協議会では活動初期から参画団体との連携を図りながら、地域課題の解決に向けた活動事業等も実施されております。先ほど言われますように、第２次総合計画におきましても施策の柱に「協働のまちづくりの推進」、これを掲げまして、まちづくり協議会の支援強化を図っております。平成２９年度から平成３３年度までは活動中期となり、活動初期からの事業であります運動会、祭りやどんど焼き等の既存事業、イベント等は継続、拡充が図られております。新たに、具体的に申しますと、飯塚片島地区のＷｉ－Ｆｉ事業、飯塚東地区のひがし食堂、二瀬地区の農業体験事業、鯰田地区の買物送迎用ワゴン運行事業、筑穂地区のふれあい市、頴田地区の頴田地区ウォークラリー等、まちづくり協議会が独自に企画した事業がふえ、参画団体とのさらなる連携を図り、各種イベントだけでなく課題解決に向けた活動が積極的に行われている状況でございます。また、地域課題や事業の再検討、組織改革、若手人材の掘り起こし、自主財源の確保に向けた事業の検討や実施等も行われている状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　さまざまなまちづくり協議会の具体的な取り組み等も紹介していただきましたので、本当に地区ごとに特色があって、それ相応の状況ができあがりつつあるのかなというふうに、聞いておりまして感じました。ただ、初期段階を終えまして、現在活動中期になっているということでしたけれども、事務局としてさまざまなそういったまちづくり協議会と数年間かかわってくる中で、おそらく見えてきている問題点とか課題点というものがあるのではなかろうかと想定しておるんですけれども、その点の答弁、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　言われますとおり、活動中期というふうになっておりますけれども、まだ全ての地区、住民の方々がまちづくり協議会の組織、活動内容等をご理解していただいているわけではない状況でございます。継続して新規役員向けの説明会や全域的な周知、広報活動を行って、より多くの市民の方々にまちづくり協議会のことを浸透させていく必要があるというふうに考えております。課題でございますけれども、活動中期で活動は盛んになってはきておりますけれども、少子高齢化、自治会加入率の低下、世代間交流の希薄化等の社会的な問題や環境問題、災害対策、買物対策等新たな地域課題に加えまして、まだ地域ごとの状況がさまざまで地域差も見受けられます。また、各地区の共通の課題といたしましては、まちづくり協議会自体を担う人材の確保が重要なものとなっているというふうに感じているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　私は平成２７年３月の一般質問におきまして、まちづくり協議会がまだまだ市民に周知されていないのではないか、周知不足の点を指摘しておりました。それから３年以上たっておるんですけれども、正直今の答弁を聞きますと、現状に大きな変化があっていないというふうに感じます。また現在、私は、庄内地区のまちづくり協議会の委員としてかかわらせていただいておりますけれども、実際に部会等に出席いたしますと先ほどのような一市民の方からの意見ではなく、まちづくり協議会の委員の方の中から、まちづくり協議会がそもそも何で存在しているのかまだわからないというふうな意見が出たりしておりまして、少し驚きました。これは、こういうことは市民への周知不足ということ以前の問題だというふうに感じましたし、もっと根本的なことをやはり変えなければいけないのではないかというふうに思っております。こういった状況におきましては、まだまだ強力な市のバックアップが必要だと思うんですけれども、課題解決に向けて市はどういった支援を今後、考えられていますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　言われます課題については十分認識をいたしております。課題解決のため、地域コミュニティの中核となる組織としまして、まちづくり協議会が今後担うべき方向性を再確認した上で確定をさせ、広く地域にお示しし、まちづくり協議会のあるべき姿を各地区まちづくり協議会の方々と共通認識を持ちながら、さらなる協働のまちづくりの推進が図れるよう努めてまいりたいというふうに考えております。また、まちづくり協議会の事例発表会等を通しまして各地区間での情報共有や人材育成を進める一方、各地域間の補助制度のあり方、今後の財政支援の新たな制度設計等、まちづくり協議会の方々と協議を行いながらまちづくり協議会の組織強化につながる支援を図っていく所存でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今答弁いただきましたけれども、まとめますと頑張っていきますというふうなことかなと思うんですが。正直、今までやってきたことと何ら変わりないのではないかなと思うんです。結局、そういった同じことを繰り返すということは、数年後も結局同じ結果になるということだと思うんです。そういったことを私自身望んでもおりませんし、市としても望んでいるとは思いませんので、私のほうから２段階の提案をさせていただこうと思います。第１段は、まずまちづくり協議会を明確に位置づけるということでございます。今、やはりいろいろな方のお話とかを聞きますと、まちづくり協議会というものをどういうふうに捉えたらいいのかまだつかみかねているというふうなところがございますので、現在のような漠然とした、イメージがつかみにくいものではなく、もっと明確に、具体的に、組織像でありますとかその役割を定義づけて見える形にすべきではないかというふうに思います。その第１段階を経まして、第２段階として組織強化の具体的なロードマップを示すべきではないかと思います。本当に地域の主体となって活動できる組織になるためには、人材と資本と予算というのが絶対に欠かせないと思います。ここで言う人材とは、常勤事務職員の配置であります。また、資本とは交流センターの活動拠点化であります。予算というのは収益事業による自主財源の確保のことを言っております。この３点のロードマップを具体的に描いて、示して、事業年度を区切って進めるべきではないかと思っております。そして、その入り口となるのが今回通告しておりますけれども、まちづくり協議会の法人化、きちんとした契約の主体になる、財産を処理できるような形にする、そういったまちづくり協議会の法人化というのが必要だと思うんですけれども、この点に関しまして、市としてはどういうふうに思われますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　平成３０年４月より、先ほど資本という部類に該当するかと思いますけれども、１２地区の地区公民館を交流センターとしまして、社会教育、生涯学習だけではなく、住民交流・まちづくりの場として、地域づくりの機能を主体としたまちづくり拠点としての地域コミュニティの活性化を推進しております。今まで以上にまちづくり協議会の方々やセンターの利用者からの問い合わせ、地域課題に対する相談等も多く寄せられてくるというふうに考えております。今後の方向性になりますけれども、地域の自主自立した運営に向け、交流センターの運営状況、まちづくり協議会の自主活動等を鑑みながら、適切な体制づくり、主体となるまちづくり協議会の法人化ということについては必要というふうに考えておりますので、法人化に向けた取り組みにつきましても今後支援強化していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　支援強化していきたいということで、一定の理解をしていただいておるというふうに感じましたが、この点に関して、より具体的なちょっと答弁をいただきたいのですが、今後はぜひ積極的に市から法人化の必要性について、各地区で丁寧に説明のほうを行っていただきたいと思うんですが、この点、答弁いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　具体的な法人化の説明にまでは現在は至っておりません。ただ、将来的には先ほど説明しましたように、交流センターの管理も含めた長期的な展望を考えておりますので、そういった段階になれば受け手としての法人化というのは必要かなというふうに考えておりますので、今後、状況を見ながらタイミングを見て、法人化についての説明を地域におろしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　時間があるようでないと思いますので、この点に関しましてしっかりと早い段階で着手していただきたいと思います。この際、気をつけていただきたいのが、やはり先ほど申し上げたように、段階を経て説明していくということが必要だと思います。いまだにまちづくり協議会の存在意義がなかなか伝わりきれていないような委員の方もいらっしゃるようなので、まず第１段階でありますまちづくり協議会の明確な位置づけということについてしっかりと検討する必要があるかと思うんですが、この点に関しまして市としての見解をお示しください。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　まちづくり協議会の位置づけでございます。まず法人化の前提としまして、行政としまして、人員体制も含めてまちづくり協議会の位置づけを明確にする必要性があると考えております。まちづくり協議会は地域の方々を中心とした組織体制が整い、財政面においてもある一定の収益事業のような活動を行う中で、先ほど言われます自主財源の確保というようなことができる自主自立した組織になることが望ましいと考えております。その上で、将来的に交流センターの指定管理、先ほど言いますように指定管理を担っていただき、地域コミュニティの推進を行っていただきたいというふうに考えております。そのためには今まで以上にまちづくり協議会と連携を図り、周知徹底、機能的な支援体制、制度の環境づくりに取り組みたいと思っておりますので、先ほど質問者が言われますとおり、法人化も含めてですけれども、法人化の前にまちづくり協議会の位置づけを明確にする必要性があるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今、部長のほうから法人化の前提として、まちづくり協議会の位置づけを明確にする必要があるということを繰り返し答弁されたわけですけれども、まちづくり協議会というのは条例上、今、現時点でどういうふうに位置づけてられておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　これが我々の一つの最初の大きな課題と考えておりますけれども、総合計画等では「まちづくり協議会」という表記を使って、計画の中で地域協働のまちづくりを進める上でのまちづくり協議会の位置づけというのは、表記はいたしておりますけれども、条例等での法整備についての具体的な根拠規程は現在持ち合わせておりません。先ほどと繰り返しになりますけれども、法人化も必要と考えておりますけれども、法人化を進める前提としまして、まちづくり協議会の立ち位置を明確化する条例の制定が急務であると考えておりますし、できるだけ早い時期にこの整備について取り組みたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　非常に大事な部分かと思いますので、ぜひちょっと具体的な時期までお聞きしたいと思います。今年度は難しいと思うんですが、来年度、取り組みは可能ですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　個人的な意見を申しますと、この課題につきましては従前より私も個人的には考えていたことであって、できるならば今年度にその整備に努めたいというふうに考えておりましたのですけれども、思うように事務が進んでおりません。今年度、一部につきましていろいろな協議の場を設けるような形で想定はいたしておりますけれども、具体的にはいろいろな方面の方々のご意見を聞く機会も必要かなというふうに考えております。したがいまして、そういった予算措置も必要でございますので、平成３１年度につきましてはそういった市民の方々の意見を聴く期間、並びに改めてそれを意見聴取する期間、整備をする予算等も含めまして、平成３０年度中の整備に向けて対応していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　３０年度に整備していただくということでいいんですか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　３１年度中の整備に向けて努めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　具体的に踏み込んだ答弁をいただきましたので、ぜひ言われるように協議会としてはありますので、法的な位置づけ、必須になるかと思いますので、３１年度、しっかりと整備のほうをお願いします。先ほど答弁の中で、別に自主財源が確保できるような、自主自立した組織というふうに述べられましたけれども、この点、具体的にはどういったものというふうに考えていますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　先ほどと重複する部分はあるかと思いますけれども、まちづくり協議会の中で地域の方々を中心とした人員体制が整い、財政面においてもある一定の収益事業が行えるような活動をする中で、自主財源の確保ができるような組織づくりが必要だというふうに考えております。事例発表、研修等を通じまして、先例市の具体的な収益事業を紹介しながら情報共有を図り、自主自立した組織となるよう支援を続けていきたいというふうに考えております。その上で、先ほどもちょっと述べましたけれども、交流センターの指定管理等を担っていただきまして、地域コミュニティの推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　この点に関しまして、いろいろなところから質問をさせていただきましたが、ぜひちょっと最後に市長からお考えなりをお聞きしたいんですが。私、先ほど申し上げたように、やはりまち協の組織の強化というのが必須ではないかと思っています。人材と資本と予算をしっかりとつけていく、整えていくというのは市のバックアップが必要だと思うんですが、先ほどまずは条例化というところで担当部長のほうからも具体的な年度まで示していただいて、答弁いただいたわけですけれども。今、質問を通しまして、市長としてそういった部分、今後どのようにトップダウンで進められていこうというふうに思われていますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　るるご質問いただきました。私も市民協働まちづくりの推進については、このまちづくり協議会の活動が核になるものと考えておりますので、実は昨年度、３度にわたってまちづくり協議会の会長さん方との意見交換の場を持たせていただきました。まずはそれぞれのまちづくり協議会について、担当部長が代表的な取り組み例を先ほど紹介しましたが、それ以外にもるるそれぞれ行っていただいておりますことに、意見交流の場というよりも私自身がそういうところまで踏み込んで課題解決、そしてまちの活性化に取り組んでいただいているんだということで感銘を受けた次第です。２度目、３度目については、行政に対して要望がありませんかということも率直に聞く場にしたんですが、もちろん要望についても出ました。予算関係についての要望も出ましたが、驚きましたのが、市に予算要望も確かに必要な部分をしたいと思うけれども、自主財源の確保もあわせて進めていくべきだと認識しているとおっしゃった会長さんが何人もいらっしゃって、そのことに非常に今後の明るい見通しを感じましたし、先ほど質問議員がおっしゃいました法人化についても、１２地区の中で４地区はぜひ取り組みたい、もしくは今後みずから検討して取り組んでいきたい。そのために行政からの情報提供もよろしくとまで、これ第３回目に出たんですが、そのような積極的なお気持ちを私どももしっかりと支えていくことが地域のお役に立てることにつながっていくと認識をしています。ただ、部長が本当は本年度中にと答弁したかったのを３１年度と言いましたのは、これも御承知のことと思いますが、地域づくりに大いに貢献していただいている団体もう一つ、自治会、そしてその自治会長さん方がいらっしゃいます。これも私ども行政の、市民の皆さんの生活の細部にわたるまでいろいろな情報をお伝えしたり、逆に情報を吸収する上で極めて重要な役割を担っていただいているところでございますので、自治会組織の役割とまちづくり協議会の役割を整理することとあわせて、まちづくり協議会の条例等、法的な位置づけを明確にする、その作業を進めていくことが必要となりますので、正直言いましてそれぞれに重要なことですので、安易に私どもの意志だけで進めるべきでないことでございますので、３１年度までにはというように部長は答弁してくれたのだなというふうに思っております。必ずそのようなところをめどに、将来のまちづくりに向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　具体的な答弁ありがとうございます。今の市長のほうの話を聞きまして、嬉しく思いました。会長さん方の意見を聞く中で、自主財源はしっかり確保しなくてはいけないという認識を持たれていて、その前提で法人化していかなくてはいけないというふうなことまで認識しているということで大変にいいことだなというふうに感じました。ただ、やはり直接、私も会長のほう等からお話を聞くときに、会長の気持ちとしてはそういった気持ちがあるけれどもなかなかそれを組織に浸透させていくのが難しい。そういったことをしっかりとやっていける人材が見つけられるのかどうかとかというふうな、ちょっと具体的な悩み等も聞いておりますので、ぜひそういった部分まで含めて、行政とのタイアップ、強化してやっていただきたいと思います。

次の「健幸都市への取り組みについて」、質問をさせていただきます。この質問に関しましても平成２７年１２月に一般質問をさせていただきました。内容も重複するものもありますので、その後の取り組み等を含めまして改めて市の考えをお聞かせいただきます。まず健康への意識改革についてでございます。５月２２日の西日本新聞の記事を少し紹介しますと、社会保障給付費が２０４０年度に１９０兆円に達するというふうな記事でございます。少し読み上げますが、「政府は２１日の経済財政諮問会議で、医療や介護、年金等にかかる社会保障給付費について、高齢者数がピークに近づく２０４０年度に約１９０兆円に上るとの推計結果を初めて公表した。１８年度の約１２１兆円から１．５倍以上に膨らむ。」というふうな記事でございます。記事にはさらに、人材が大きく不足する点も記載されておりました。これから真剣に健幸都市をつくっていかないと、国におきましても、地方におきましても、この社会保障給付費の支出で早晩立ち行かなくなるということになるのではないかというふうに認識しております。しかし一方で、やはり医療費や介護費が既に必要となっている方に対する給付を抑制するということはできないことから、財政状況と福祉の充実とのジレンマというのが生じているかと思うんですが、この点、従前より指摘をしてきましたけれども、やはりこの解消のために行政がやれることと言えば、健康寿命を伸ばすための予防事業の徹底ということではなかろうかと思っております。先日の議会の研修のほうでもそういった内容で１時間ほど話を聞かせていただきました。そして、そういったことをやっていくためには、やはりまずもって市民の方々に健康に対する意識改革を行っていく必要があるということを私は都度、指摘をしてきたわけですけれども、その後の取り組みを含めましてどういった形になっておるのか、答弁求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　健康の意識改革についての状況でございます。本市健幸都市基本計画におきまして、高齢になっても健康を維持するためには、食育や健康な体づくり、介護予防はもちろん、日常から歩く機会をふやし、病気の早期発見・早期治療を実現するための特定健診や保健指導を推進していく等、さまざまな取り組みを総合的に行うことが最も有効かつ効果的な医療費抑制につながり、市民の健康寿命につながるというふうに考えております。このようなことから、具体的な目標値としまして、医療費の伸び率の軽減とウォーキングイベントの参加者数の拡大を掲げてきたものでございます。その実績でございますけれども、医療費につきましては、平成２４年度の国民健康保険１人当たりの医療費実績及び後期高齢者医療費１人当たりの医療費実績を５年間維持することといたしておりましたが、実際にはなかなか厳しく、実績値は増加しているのが現状でございます。一方、ウォーキングイベントの参加者数の拡大につきましても、平成２５年度実績千人を、平成３０年度には３千人とすることを目標としていたものでございますけれども、平成２９年度の市主催のウォーキングイベント等のトータル参加者が約千人と、平成２５年度実績と同数の参加者となっており、市民の健康への意識改革に向けた取り組みとしては思うような結果が出ていないというのが現状でございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今、市民の健康への意識改革に結びついていないというふうな答弁だったかと思うんですけど、その要因の分析はどのように行っていますか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　その要因でございますけれども、さまざまな原因があろうかと考えておりますけれども、成果として見える効果の１つにウォーキングイベント等、健康を意識してもらう機会を提供することによって参加者をふやし、市民の皆さん、特に日ごろから運動等に関心がない方々に歩いていただくということで健康を意識してもらい、それにより健康増進を図った上で医療費の削減効果に結びつけていきたいと考えていたところでございますけれども、その点を見ますと、先ほど言いますとおりウォーキングイベント等の参加者が思うように伸びておりません。その要因でございますけれども、イベント等の周知不足、あるいはイベントのマンネリ化があるというふうに推察をいたしております。

また、健康づくりのきっかけづくりを目指しました各種施策につきましても、もともと健康意識の高い方が何度も参加されておりまして、本来健康づくりに参加していただきたい日ごろ運動をしていない方々へのきっかけづくりに結びついていない。あるいは、一度参加されても継続しての参加には結びついていないのではないかというふうに考えているところでございます。健康無関心層の行動変容を促すため、あらゆる機会を通じて地道にイベント等への参加や特定健診、がん検診、各種健康づくり事業への参加を促す努力を今後も重ねていきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　答弁いただきましたが、目標とする数値の達成が実際、２５年度から難しい状況にあるということで、ウォーキングイベントの参加数でありますとか医療費の伸びを抑えるという部分に関して達成できていないというふうなところで、またさらに健康に対する関心の薄い方の行動を変えていく取り組みというのもなかなかできていないというふうなことなんですが。現状として非常に厳しい現実を突きつけられているかと思うんですけど、やはりこの健康について関心の薄い方に気づきをもたらすには、前々から述べておりますが、やはりインセンティブをしっかりと付与するということが効果的ではなかろうかというふうに提案をさせていただいておりました。そしてその具体的な手法として、健幸ポイント制度についてもしっかりとやってくださいということで後押しをしてきたわけですが、この健幸ポイント制度の現状について、答弁を求めます。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　お尋ねの行動変容の取り組みとしまして、健幸ポイント事業を実施いたしております。これは市民の誰もが健やかで暮らせるまちを目指すことを目的といたしまして、行動変容に誘導するため平成２６年度から実施いたしておりまして、今年度で４年目になります。健幸ポイント事業につきましては、概要につきましては省略をさせていただきますが、平成２６年度から２９年度までの数値としましては、制度としましては抽選で２００名の方を当選者としまして、１５００円相当の景品をお渡しすることといたしておりました。応募者数は平成２６年度が２６９名、平成２７年度が３２８名、平成２８年度では５２４名と増加しております。平成２９年度からは個人のみを対象といたしておりましたものを、これをグループの応募も可能といたしておりまして、応募者数は先ほど言いますように６５２名の応募があっております。なお、応募者数が増加している現況を鑑みまして、平成３０年度からは２００名の当選者を従前までしておりましたけれども、倍の４００名にしたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　今の答弁によりますと、確かにこの応募者数というのは伸びています。ただ、この数字をどう捉えるかということだと思うんですが。伸びてはいますが、私としてはやはりまだまだ物足りないというふうに感じております。と言いますのも飯塚市民１３万人、少し切りましたけれども、約１３万人と考えまして、今回６５２人の応募ということでございますが、割合的に見るとわずかこれ０．５％しかございません。健幸都市、スマートウェルネスシティ首長研究会にも加盟しているわけですけれども、とてもじゃないですけどやはりこの数字ではまだ言えないのではないかなと思います。個人的な考えですが、少なくとも１０％ぐらいの方が、人口でいうと１万３千人ぐらいの方に浸透していって初めてこのまちにこういった変化が起きてくるのではないかというふうに思います。今の現状からしますと非常に厳しい目標だと思うんですが、真剣に健幸都市を目指していくのであればこれぐらいの数値目標をどんと掲げてやっていくべきだと思います。

ただ、重要なのは健幸ポイント制度をどういうふうに高めていくかという部分になってくるのですが、やはりそういった大きな数値目標の達成には大きく変えていく、チャレンジしていくという姿勢が必要だと思います。もっと健康に関心が薄い方々に気づきを与えられるような、訴求力を持ったような取り組みにすべきではないかと思います。このことにつきましては、以前の質問の際にも提言しておったんですが、新潟県の見附市で行われています健幸ポイントを地域商品券と交換できるという仕組みが非常に有効ではないかというふうに私は考えます。その内容を見ますと、対応している歩数計代が５千円かかるとか、データの取り込みのために指定の施設まで行かなくてはいけないとか、そもそものそういったポイントをいろいろと計上していく機器が高額であるとかというふうないろいろな実務的な問題はあるようです。ですので、そういったところをなくしていくためにも、さらに提言しますと、今、スマートフォンは誰でもお持ちだと思うんですけれども、このスマートフォンで何とかやれないか、アプリが今非常に充実していますので、そこと連動してやれないかというふうな発想転換していってはどうかと思います。さらに言いますと、スマートフォンアプリコンテスト、飯塚市のほうでやっていますのでそのテーマとして提示して、それ用のアプリを、ただではないですけど安価につくっていただくというふうなことも、いろいろな意味で課を横断することもできますし、十分に可能なのではなかろうかと思うんですが。こういったことをやっていただければ、私は市民の健康意識、かなり向上させられるのではないかというふうに考えますが、この点いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　まず１点目の商品券の件でございますけれども、商品券化もそうでございますけれども、行政としましては先ほど言いますＩＣＴ化ということを全く手がけていないわけではございません。若いときから健康を意識し、生活習慣の改善に取り組むことが将来的な医療費抑制につながり、２０代から４０代の若年層への働きかけとしまして、質問議員が言われますとおり健幸ポイント制という、それをＩＣＴ化というのは有効な手段として考えておりまして、前回も答弁しましたとおり将来的にはＩＣＴ化も進めていきたいというふうに考えております。今まで検討の経過でございますけれども、健幸ポイントのみでは、ＩＣＴ化の費用対効果において薄いのではないかというふうに考えておりまして、健康に限ったことではなく、ＩＣＴ化について全市的なポイント制の取り組みを進めていく中でこの健幸ポイントというのを位置づけしたらというふうに考えておるところでございまして、なかなかそこまでは至っていないのが現状でございます。

それと、アプリコンテストでの提案をというようなことでございますけれども、これにつきましても一つの提案だというふうに受け止めます。担当部署において毎年アプリコンテストを実施いたしておりますけれども、この費用対効果も含めまして、どういったエリアまで広げるかというところもありましょうから、そこのところも含めて関係部署と協議をさせていただきながら、このアプリコンテストのターゲットとしてこの事業の採択化の有無も含めまして関係機関と協議しまして、いい提案として受け止めさせていただいた上で検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　ぜひ、本当に前向きに検討していただきたいんです。結局、これに関してはもう３年前に提案をさせてもらっているんですね。そのときもこういった形がいいのではないですかということで提案しましたけれども、実際そういったことが取り入れられることなく３年過ぎまして、実際にふたをあけると数字が結局変わっていない。先ほどの千人というふうな状況から変わっていない。もともと目標としていた医療費の削減ができていないというふうな状況になっておるわけです。なので、ぜひ一度やってみていただきたいと思うんです。今言っていただきましたように、いろいろな飯塚市の財産を生かせる取り組みだと思うので、ぜひちょっとこれやっていただきたいんですけど、市長、答弁いただけますか。

○議長（藤浦誠一）

　市長。

○市長（片峯　誠）

　私もスマートウェルネスシティ飯塚ということで、前の時代から引き続きその研修には積極的に参加をしております。ご指摘の新潟県の見附市の市長さんともその会合だけでなく別の機会でも直接お会いして、いろいろお伺いして勉強させていただきました。また、実は先週でしたが、総合的な健康をどうつくるかということで、御存じだと思いますがタニタの東京本社も実は訪問いたしまして、学びの機会として勉強もしてきました。その中で今担当部長が申しましたとおり、運動だけではなくおそらく健康長寿のまちづくりを進める上で、運動、生活習慣、そして食生活、それらを総合的にどう整えていくかが問題であり、そしてそれらを質問議員のおっしゃるとおり、ある程度測定、そして数値化してお示しを本人にするとともに、その到達についても市民の皆さんに公表できるような形を整えることが必要ですし、最終到達点は、健康の到達点は生きがいづくりであろうとも思っています。そのようなことから、今現在、非常に部長苦しい答弁でしたが、実はご指摘いただいてから何も取り組んでいないわけではございません。健幸ポイントのみならず、実は人材派遣事業ということも別口、飯塚やっておりまして、そこは費用弁償ということで１回につき３時間払っているような仕組みもありますので、そのような先ほど言いました運動のみならず生活習慣をつくるためにどうするか、食生活の改善推進に対してどうするか。運動についても、昨年度から老人クラブのほうで虚弱予防について公民館等で老人クラブのメンバーの方々が、これインフルエンサーとかアンバサダーとか言うようですが、それを推進する委員としてご活躍いただいています。そういうことに対するインセンティブをどう付加しながら、地域そのものの大きな動きとしてつくっていく、そのシステムをぜひＩＣＴを活用するのか、それともカードを活用するほうが市民の利便性は高いのか。それを現在検討している途中で、本年度中には市としての方向性をお示しできそうだというふうに思っておりますので、すみませんがもうしばらくお時間いただきたいと思います。大きな考え方についてはぜひ取り組んでいくべきことだというように認識をしております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　自分も視点として、運動の部分にしか視点が向いていない部分もありましたので、今言われたみたいにやっぱり総合的に、確かに食事とか生活習慣とかそういったところの改善は当然、やっぱりなされるべきだと思いましたので、そこを含めて今年度中、何らかの提案があるものと期待して少し待とうかと思います。

最後に、健康経営につきまして質問させていただきます。これにつきましても以前の一般質問で聞かせてもらっていたんですが、少し時間もたっていますので再度ちょっとお示しします。健康経営とは、企業が従業員の健康に配慮することによって経営面においても大きな成果が期待できるというふうな基盤に立って、健康管理というものを経営的視点から捉え、戦略的に実践することというのを意味しております。健幸都市づくりの質問において、なぜこの健康経営を持ち出すのかと言いますと、幾らやはり行政が健幸都市の旗を振っておったとしても、そこにそれぞれの事業所でありますとか職場の真の理解がなければ、職を持っている方が運動するとかそういったものというのはなかなか理解が難しいのではないかなというふうに想定しておりますので、今回ちょっとこちらについても入れさせてもらっています。ここに関しましてはもういろいろ言いません。１点だけ、最後質問して終わります。市内事業所に推進していく大前提として、前も言いましたけど、やはり飯塚市役所がまずこの健康経営というものに対する理解をして実践していってほしいと思っております。やはり市役所を中心にどんどん周りに広げていくというふうなイメージを持ちますと、やはりまずもって飯塚市がそれを経験して、体験して、有効性というものを実感する中で、本当の意味で広げていけるのかなと思っていますので、まず１点だけ、市役所として具体的な取り組みを検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

　市民協働部長。

○市民協働部長（森口幹男）

　質問議員が従前から言われますとおり、事業所においての健康を配慮すること、これが生産性の向上等、経営面において大きな成果が期待できるものと考えております。市の内部の取り組みをまず報告をさせていただきますけれども、大きな動きとしましては、事業としましては総合健康診断の実施、このほかに歯科検診や業務作業に従事する職員の腰部検診、女性職員の乳がん、子宮がん検診等の検診事業、産業医による健康相談等を実施いたしております。また、年に１度の個人ごとのストレスチェックを実施しているところでございまして、こうした検診や検査、健康相談を実施することで職員の心と体の健康づくりを図っているというのは前回も答弁させていただいたところと考えますけれども、その事業等については大きな変更はあっておりません。

あわせまして、今後の市の率先的な取り組みということでございますけれども、現在、出前講座等の実施を企業向けに行っております。健康経営の先進地事例を研究いたしまして、健康出前講座の実施とともに健康経営をテーマとした講演会等を開催する等、経営者の意識改革を行っていきたいと考えておりますし、市内部でもそういった取り組みを進めていく必要性があるというふうに考えております。そういうことで、健康であることが生み出す利益につきまして、さまざまな角度で見直しを図ることで、結果、多くの職員並びに多くの市民の健康につながるというふうに考えておりますので、今の既存の事業に捉われず新たな啓発事業に取り組み、外部に発信していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

　１１番　永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

　最後、意見を言って終わります。やはり市として、まず難しいことは言いませんので、市として一度、一般企業で、民間企業のほうでかなり広がってきている経営手法のようですので、ぜひ一度そういった民間で成果をあげているところの話を聞かれるとかというのを幹部職員の方、一般職の方含めて一度聞いていただければと思います。いけそうだと認識していただければ、それでしっかり取り入れていただきたいと思いますし、そういったことに取り組むことでやはり職員の方の健康の増進にもつながるでしょうし、そういった心身の健康がないことには前向きな施策というのはなかなか出てこないかと思いますので、ぜひともそういった部分、しっかりと検討をしていただきたいということを要望しまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明６月２０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後　２時４２分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　藤　浦　誠　一

２番　　佐　藤　清　和

３番　　瀬　戸　　　光

４番　　兼　本　芳　雄

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　川　上　直　喜

９番　　明　石　哲　也

１０番　　秀　村　長　利

１１番　　永　末　雄　大

１２番　　田　中　裕　二

１３番　　守　光　博　正

１４番　　江　口　　　徹

１５番　　梶　原　健　一

１６番　　吉　田　健　一

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　城　丸　秀　髙

１９番　　松　延　隆　俊

２０番　　上　野　伸　五

２１番　　田　中　博　文

２２番　　鯉　川　信　二

　　　２３番　　古　本　俊　克

２４番　　森　山　元　昭

２５番　　勝　田　　　靖

２６番　　道　祖　　　満

２７番　　坂　平　末　雄

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　岩　熊　一　昌

書記　　山　本　恭　平

議事調査係長　　太　田　智　広

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　安　永　明　人

行政経営部長　　倉　智　　　敦

市民協働部長　　森　口　幹　男

市民環境部長　　中　村　雅　彦

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　山　本　雅　之

都市建設部長　　今　井　　　一

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　實　藤　和　也

　　国際交流推進室長　　原　田　一　隆

　　都市施設整備推進室長　　藤　中　道　男

　　環境施設等広域化担当次長　　永　岡　秀　作

公営競技事業所長　　山　本　康　平

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　堀　江　勝　美